

西東京市地域経営戦略プラン2010

— 第3次行財政改革大綱 —

平成22年3月
西東京市

西東京市地域経営戦略プラン 2010 の策定に当たって

本市は、平成 13 年 1 月に 21 世紀最初の都市型対等合併により誕生しました。その後二次にわたる行財政改革や合併の効果を有効に活用し、市民の皆さまにもご尽力いただきながら、いきいきと暮らせるまちづくりに努めてきました。昨年 9 月には、地域主権の確立を政権公約に掲げた新政権が誕生し、本市のような基礎的自治体の役割が一層拡大することが見込まれています。

一方、わが国全体を見渡しますと、本格的な高齢社会、人口減少時代の到来に加え、未曾有の世界的な経済危機の影響を受けて、社会経済情勢や雇用環境は厳しさを増しています。西東京市においても、市税収入の大きな伸びが期待できない中で、市が取り組むべき課題や行政ニーズは増大していくという困難な時代を迎えています。

こうした状況において、市は最も身近な政府として、市民の生活を守る責任を果たしていくことが求められています。そのためには、行財政改革に継続的に取り組むことで、効率的で無駄のない自治体経営の仕組みを構築するとともに、地方分権の進展に対応できる企画・立案・執行体制の充実を図ることが不可欠であるといえます。

本プランの策定に当たっては、平成 21 年 1 月に学識経験者及び公募市民からなる西東京市行財政改革推進委員会に対し、西東京市における今後の行財政改革推進に当たっての基本方針を諮問し、幅広い知見から、平成 21 年 11 月に答申「持続可能で自立的な自治体経営の確立に向けて」をいただきました。また、市民説明会やパブリックコメントを通じて、市民の皆さまから、多くの貴重なご意見・ご提案が寄せられました。改めて厚くお礼申し上げます。

西東京市が目指す行財政改革は、単に効率化を目的とするものではありません。市民の皆さまにとって魅力あるまちづくりを進めるため、時代の変化を踏まえた中長期的な展望に立ちつつ、今まで以上に地域の視点を重視し、「自助・共助・公助」といった市民や民間部門との役割分担にも留意しながら、行政に課せられた責務を適切に果たしていく必要があると考えています。

以上のような観点から、今後、PDCAサイクルを踏まえ本プランを着実に推進してまいりますので、市民の皆さまをはじめとする関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

西東京市長 坂口 光治

目 次

策定の趣旨	1
-------	---

第2次行財政改革の検証	2
-------------	---

- 1 第2次行財政改革の成果と課題 2
- 2 第2次行財政改革の達成状況と今後の取扱い 4

第3次行財政改革の基本的考え方	5
-----------------	---

- 1 改革の視点 5
- 2 市の目指す将来像と改革の基本方針 6
 - 基本方針 市の現状を見据えた自治体経営の適正化 7
 - 基本方針 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化 8
 - 基本方針 効果的なサービス提供の仕組みづくり 9
- 3 第3次行財政改革大綱の位置づけと実施期間 10

改革の推進手法	11
---------	----

- 1 改革の推進体制 11
- 2 評価指標の設定 12
- 3 収支見通しと財政効果目標額 13

実施計画

14

1	体系別取組一覧	14
2	重点課題	16
3	実施項目	23
	基本方針	
	市の現状を見据えた自治体経営の適正化	23
	基本方針	
	歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化	27
	基本方針	
	効果的なサービス提供の仕組みづくり	41

資料

54

	第2次行財政改革の総括	55
	西東京市行財政改革推進委員会条例	63
	西東京市行財政改革推進委員会委員名簿	64
	「西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)」	65
	西東京市行財政改革推進本部要綱	66
	第3次行財政改革大綱策定経過	67
	用語解説(50音順)	68

【注：用語解説について】

巻末の「用語解説(50音順)」に解説を掲載している用語については、初出箇所に「*」印を付けています。

策定の趣旨

西東京市では、市民サービスの向上や行財政基盤の強化などを目的として、合併した翌年の平成 14 年 7 月には「西東京市行財政改革大綱*」を、また平成 17 年 9 月には総合計画に掲げている「健全な自治体経営の推進」という目標を踏まえた「第 2 次行財政改革大綱 - 地域経営戦略プラン* - 」を策定してきました。これらを基にした様々な取組みによって、積極的に行財政改革に努めてきたところであり、こうした改革の成果を、合併に伴う国や東京都からの財政支援とともに、合併後のまちづくりに活用してきました。

しかし、間もなく合併から 10 年という節目の年を迎える中で、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、いわゆる「三位一体の改革*」や世界的な金融不安に端を発する経済危機の影響、さらには合併に伴う特例的な財政支援措置の段階的縮小などにより、財政環境は厳しさを増しています。その一方で、高齢社会の進展や雇用の不安定化等の影響による生活環境の悪化などを背景として、行政需要も引き続き増加すると見込まれています。

こうした状況を踏まえると、行財政改革を一層推進し、国や東京都に依存しない持続可能で自立的な行財政運営を早期に確立するとともに、効率的で質の高い行政サービスを提供できる仕組みづくりを目指していくことが必要となります。

また、限られた財源の中で、増え続ける多様な市民のニーズに確実に応えていくためには、「自助・共助・公助」の理念のもと、行政の役割を再確認したうえで、市民や民間事業者、NPO*等、多様な地域の活動主体と連携した新しい公共のあり方を創造していくことも求められています。

以上のような視点から、これまでの改革の成果と課題を適正に評価したうえで、本市の置かれている現状を的確に分析し、今後の取組みの方向性を明らかにすることを目的として、この「第 3 次行財政改革大綱 - 地域経営戦略プラン 2010 - 」を策定します。

今後は、このプランに基づき、市民・事業者・議会等の自治体を構成する全ての関係者と協力しながら、将来を見据えた実効性の高い改革の実現に向けて、主体的かつ積極的に取り組みます。

第2次行財政改革の検証

1 第2次行財政改革の成果と課題

平成17年度から平成21年度までの5年間を実施期間とする第2次行財政改革では、行政需要の拡大、行政サービスの主体の多様化、地方分権*の進展、財政基盤の強化などの課題に対応するため、「市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供」「自立した都市としての強固な財政基盤の確立」「改革の推進力の持続・強化」という3つの基本方針のもと、経常収支比率*をはじめとする5つの財政指標を評価指標に設定するなど、可能な限り数値化した目標を掲げて、改革を実施してきました。

財政面では、4年間で累積80億円を超える財政効果を生み出し、5つの評価指標のうち、基礎的財政収支*、市債現在高倍率*、財政調整基金現在高比率*の3つについて比較的良好な値を維持してきました。しかし、経常収支比率及び実質経常収支比率*については、目標の達成が困難な状況となっています。これらの財政指標の数値は、社会経済情勢や地方財政制度等の影響により変動するため、常にその動向を注視していく必要があります。

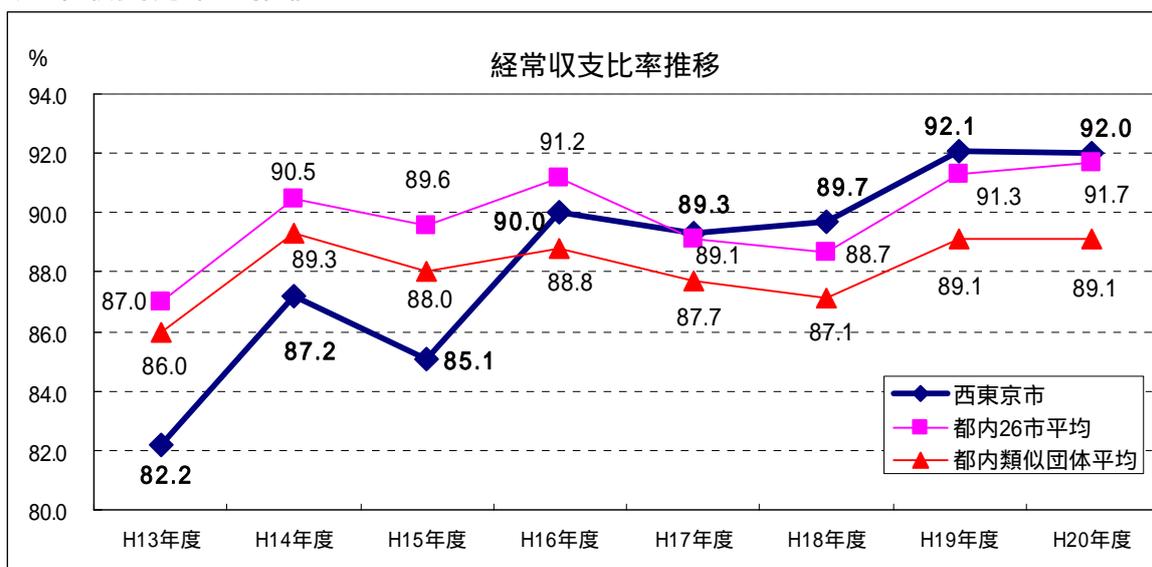
具体的な取組みの面では、市民サービスの利便性向上、職員定数削減による人件費*削減、民間活力の導入による経費削減や事業内容の充実、行政評価等による事務事業の改善・見直しなどを進めてきました。しかし、公共施設の統合整備や特別会計*への基準外繰出金*の抑制、徴収体制の強化など、持続可能な行財政運営の確立に向けて市全体で取り組むべき中長期的課題も残されています。また、業務の外部委託化や行政評価などについては、取組みを充実させることで一層の効果が期待できます。

今後は、残された課題に留意しながら、さらなる改革に取り組み、引き続き経常経費や市債、基金等を適正に管理していくことが必要となります。

第2次行財政改革大綱の財政指標の状況

指標名	指標から判断できる内容	20年度決算値(21年度目標値)
経常収支比率	財政構造の弾力性	92.0%(87.0%を超えない)
実質経常収支比率	財政構造の実質的な弾力性	100.9%(97.0%を超えない)
基礎的財政収支	財政構造の健全性	黒字(黒字化)
市債現在高倍率	将来の財政負担の健全性	149.0%(154.7%を超えない)
財政調整基金現在高比率	中長期的な財政運営の健全性	11.2%(10.0%程度を維持)

経常収支比率の推移



合併に伴う国や東京都の財政支援、人件費の抑制などにより、平成 15 年度までは良好な水準を確保していました。しかし、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減や合併に伴う財政支援の段階的縮減、退職者数の増加等の影響で、平成 16 年度は前年度を 4.9 ポイント上回る 90.0%となりました。その後は都内 26 市平均とほぼ同様に推移していますが、平成 20 年度決算では 26 市平均が 0.4 ポイント悪化する中で、西東京市は 0.1 ポイント改善しており、相対的には行財政改革の効果が表れていると考えられます。

第 2 次行財政改革の主な取組状況

取組内容	結果（：成果、課題）
サービスの利便性向上	総合窓口*の設置、窓口案内・申請手続き補助員（フロアマネージャー*）の配置、納税手法・機会の拡大（マルチペイメント*の導入）、各課直通電話（ダイヤルイン*）の導入
内部管理コストの削減	定員適正化計画*に基づき、平成 17 年度比で職員定数を 150 人程度削減し、約 12 億円のコスト削減 こもれびホール、スポーツ施設、田無庁舎等の施設維持管理の見直しを実施し、約 3 千万円のコスト削減
歳入の確保	市ホームページ等への有料広告*掲載や未利用市有地の処分により、約 4 億円の歳入増 市税・保険料等の徴収部門の連携による徴収率向上
受益者負担*の適正化	使用料・手数料・保険料等の見直しにより、約 15 億円の歳入増 市民一人一日当たりのごみ排出量を削減 一般会計*から国民健康保険特別会計*、下水道事業特別会計*への基準外繰出金の抑制
民間活力の導入	文化・スポーツ施設への指定管理者制度*の導入、保育園・学童クラブ等における民間委託の実施により、約 2 億円のコスト削減及び施設利用時間の拡大等のサービスの充実 民間活力導入に向けた市の業務・事務事業全般に関する検証
事務事業見直し	事務事業総点検・行政評価の実施により、約 13 億円のコスト削減 効果の検証を踏まえた行政評価制度*の機能性の向上
公共施設の適正配置・有効活用	施設白書*の作成、公共施設保全計画*の策定 出張所の統廃合 公共施設の統合整備に向けた施設ごとの具体的な取組み

コスト削減、歳入増による財政効果額は、平成 17 年度から 21 年度の累計額です。

2 第2次行財政改革の達成状況と今後の取扱い

第2次行財政改革の目標達成状況について、個別の取組みである68の実施項目別にみると、全体の約6割の42項目で一定の成果を得ています。

しかし、行財政改革は不断の努力が重要であり、成果が得られた項目についても、課題が残されている場合には、取組みを継続することが求められます。

そこで、第2次行財政改革の実施項目のうち、目標を達成又は検討を終了した9項目については「終了」、今後の改革の方向性を定めることのできた15項目については「定着」とし、第3次行財政改革の実施項目から外しますが、その他の44項目については、「継続」又は「再構築」とし、次頁に示す改革の視点を踏まえて、第3次行財政改革の実施項目として整理します。

なお、「定着」と判断した15項目については、第3次行財政改革の実施項目としては位置づけませんが、引き続き所管課において取り組んでいきます。

第2次行財政改革の達成状況

達成状況	項目数	割合(%)
一定の成果を得た項目	42	61.8%
取組中であるか、取組みが不十分である項目	18	26.5%
取組みがほとんど進んでいない項目	0	0.0%
取組項目自体の見直しが必要な項目	8	11.7%
合計	68	100.0%

第2次行財政改革の実施項目別の達成状況については、巻末の資料で総括しています。

第3次行財政改革における取扱い

第3次行財政改革における取扱い		項目数	割合(%)
継続	現行の内容・方法により継続的に取り組む項目	34	50.0%
再構築	現行の内容・方法を見直して取り組む項目	10	14.7%
定着	長期にわたる取組みなどで、今後も継続するが、改革の方向性が定着しているため、第3次行財政改革として進行管理する必要がない項目	15	22.1%
終了	目標を達成した項目又は検討を終了した項目(検討の結果、実施しないこととした項目を含む)	9	13.2%
合計		68	100.0%

第3次行財政改革の基本的考え方

1 改革の視点

本市の地域特性や社会経済情勢の変化、将来の人口動向などを踏まえて、第3次行財政改革を進めるに当たって留意すべき視点を以下のように整理します。

(1) 財政基盤の縮小

新市としての基盤づくりの重要な財源となっている合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援は、平成23年度以降段階的に縮小され、平成27年度で終了します。また、最近の経済情勢の悪化による企業業績の落ちみや、それに伴う所得水準の低下、少子高齢化による労働力人口の割合の減少などにより、市税収入は増加が見込めない状況であり、子ども手当の経費等、自治体に裁量の余地がない特定財源の増加を除けば、歳入の拡大は望めません。

このように、中長期的にみて実質的な財政基盤が縮小することは避けられない状況となっており、今後数年の間に、真に必要な行政サービスを見極めて自治体経営のスリム化を図る必要があります。

(2) 行政需要の量的・質的拡大の継続

近年の宅地開発等により子育て世代を中心とした人口の増加が続いていることや、少子高齢化による全人口に占める高齢者世代の割合の増加、最近の厳しい雇用・経済情勢を踏まえると、教育・福祉・保健・医療などの公的サービスへのニーズは高まっていくと見込まれます。また、価値観やライフスタイルの多様化により、その内容も変化しています。

以上のような質・量の双方の面における行政需要の拡大傾向は、当面の間続くものと考えられ、これに対応できる効率的で無駄のない行財政運営の仕組みを構築することが必要となります。

(3) 本格的な地方分権時代の到来

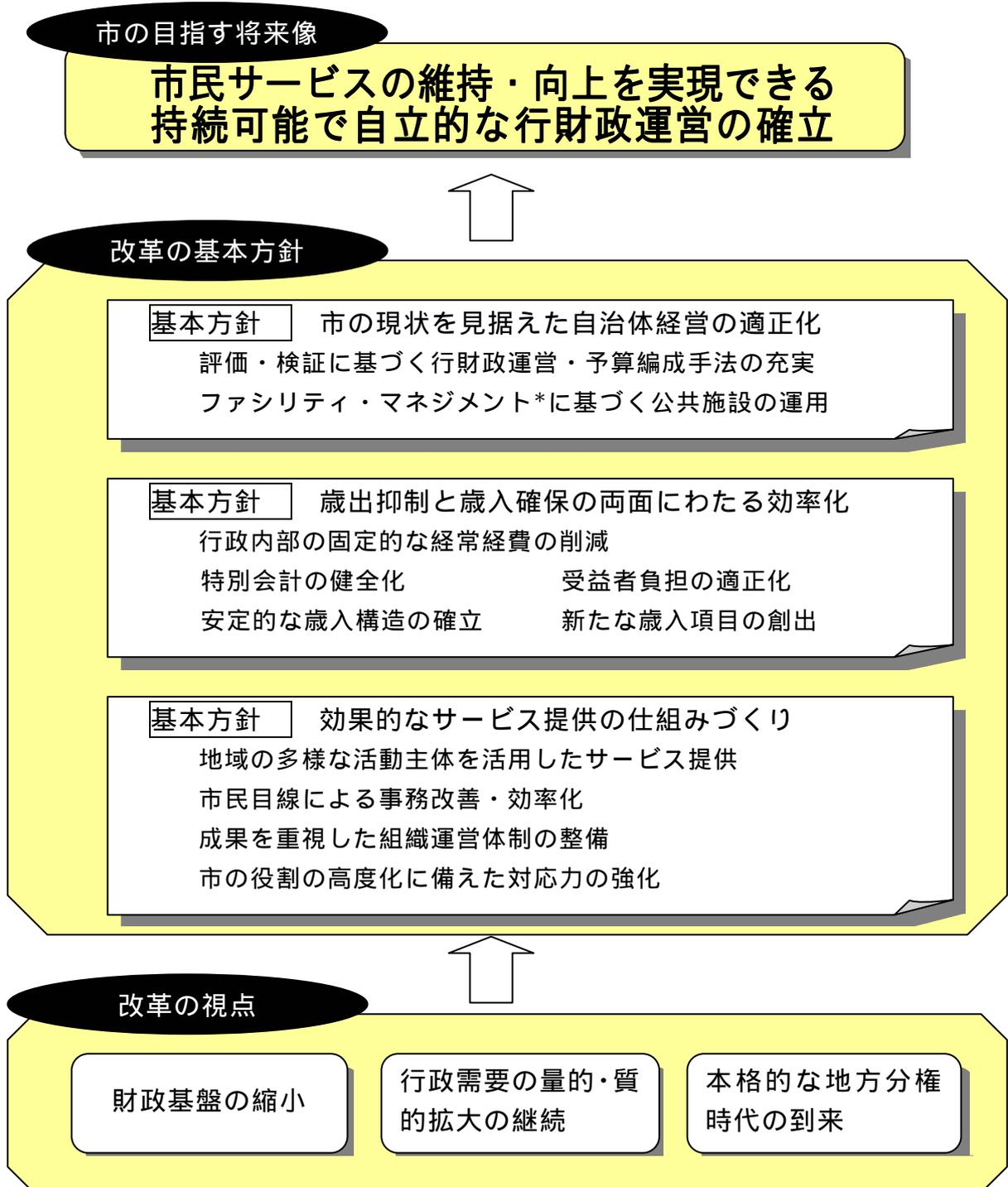
これまでの地方分権の流れや、地域主権*の確立を目指す新政府の方針を踏まえると、各自治体が地域特性に応じて自らの責任と判断でその任務を遂行し、住民の負託に応えるべき領域は拡大していくものと考えられますが、多岐にわたる地域課題の全てを行政だけで解決することは難しくなっています。

このため、自治体自身の課題への対応力を高めるとともに、NPO等の新たなサービスの担い手との連携・協力を推進することで、地域の主体性、独自性が発揮できるきめ細やかな行政サービスの提供の仕組みを構築する必要があります。

2 市の目指す将来像と改革の基本方針

先に整理した留意すべき視点を踏まえ、残された課題に的確に対応するため、市の目指す将来像と第3次行財政改革の基本方針を以下のように設定し、これに沿った具体的な実施計画を策定します。また、実施計画の中で、特に集中的な取り組みが必要とされる事項については、他の項目と区別して重点課題と位置づけます。

第3次行財政改革の体系図



本市では、平成 13 年 1 月の合併後、市民の理想とするまちづくりに向けて、合併に伴う国や東京都からの特例的な財政支援を有効に活用しながら、公共施設や交通網などの社会資本の整備を積極的に進めてきました。

しかし、こうした特例的な財政支援措置の段階的縮小や、経済情勢の悪化、労働力人口の減少などにより、市の財政基盤の縮小が見込まれており、合併後のまちづくりの次の段階として、「将来にわたって安心して住み続けることのできるまちづくり」を行うことが求められているといえます。

そこで、過度の将来負担が生じることのない、安定的で持続可能な適正規模の自治体経営を目指し、大局的な観点から施策優先度を判断して必要性の低くなった事業の縮小・統廃合を進めるための仕組み（P D C A サイクル*）の強化、質の高いサービスを効率的に提供できる公共施設の管理手法の検討を進めます。

【推進項目】評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

重点課題 施策評価*制度の効果的運用

【推進項目】ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

重点課題 公共施設の適正配置・有効活用

本市では、より豊かな市民生活の実現に向けて、様々なサービスや事業を行ってきましたが、高齢者世代の増加や雇用環境の悪化などを背景として、公的サービスを生活の支えとする層が今後さらに増加すると見込まれています。

一方で、財源や職員などの行政資源は限られており、拡大し続ける行政需要に的確に対応していくためには、歳出・歳入両面における効率化が必要不可欠となります。

そこで、行政自身の内部努力として、引き続き、経常経費の削減に率先して取り組むとともに、市民負担の公平性や透明性にも留意しながら、サービスの対価の適正化や、市が有する債権の徴収率の向上を目指します。あわせて、自主財源を確保するための一つの手段として、新たな歳入項目の創出や拡大に向けた取組みを推進します。

【推進項目】 行政内部の固定的な経常経費の削減

重点課題 人件費の抑制

【推進項目】 特別会計の健全化

重点課題 特別会計の健全化

【推進項目】 受益者負担の適正化**【推進項目】 安定的な歳入構造の確立**

重点課題 徴収体制強化の検討

【推進項目】 新たな歳入項目の創出

地方分権一括法*の施行や地方分権改革推進委員会からの勧告にみられるとおり、自治体の任務は、法令や各種計画を着実に実行する「執行」面に加えて、市民が求める行政サービスを効率的・効果的に実現する手法を判断する「政策」面にも拡大しています。

地域権限の委譲に積極的な国の方針もあり、今後地方分権の一層の進展が見込まれる中、自治体が担う役割の高度化に適切に対応していくためには、市民の視点や地域の実情を政策立案に反映できる仕組みづくりが重要となります。

そこで、民間部門の力の活用の推進や市民と行政との情報交換の充実、新たな課題に対応できる体制の整備、職員の能力向上、他団体との協力関係の強化など、これまでの取組みをさらに推進します。

【推進項目】地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

重点課題 事務委託化等の推進

【推進項目】市民目線による事務改善・効率化

【推進項目】成果を重視した組織運営体制の整備

【推進項目】市の役割の高度化に備えた対応力の強化

3 第3次行財政改革大綱の位置づけと実施期間

(1) 地域経営戦略プラン 2010 の位置づけ

本プランの策定に先立ち、平成 21 年 1 月に西東京市行財政改革推進委員会に対して今後の行財政改革の基本方針について諮問し、同年 11 月に答申が示されました。

本プランは、この答申を受けて、本市における第3次行財政改革の取組方針として、市長を本部長とする市内の西東京市行財政改革推進本部において決定したものです。

(2) 地域経営戦略プラン 2010 の実施期間

第3次行財政改革の実施期間は、残された課題の中には中長期的な取組みが必要とされるものがあることを踏まえ、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

ただし、早期の対応が可能な事項については、前半の 3 年間に集中的に取組みを行ったうえで、平成 24 年度に社会経済情勢の変化や市政の全体方針との整合性を踏まえた中間の見直しを実施することとします。

改革の実施期間

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
総合計画 / 基本構想			[実施期間]												
総合計画 / 基本計画			前期基本計画					見直し	後期基本計画						
次期総合計画 / 基本構想															
次期総合計画 / 基本計画													前期基本計画		
第1次行財政改革	[実施期間]														
第2次行財政改革			[実施期間]				見直し	[実施期間]							
第3次行財政改革											見直し	[実施期間]			

改革の推進手法

1 改革の推進体制

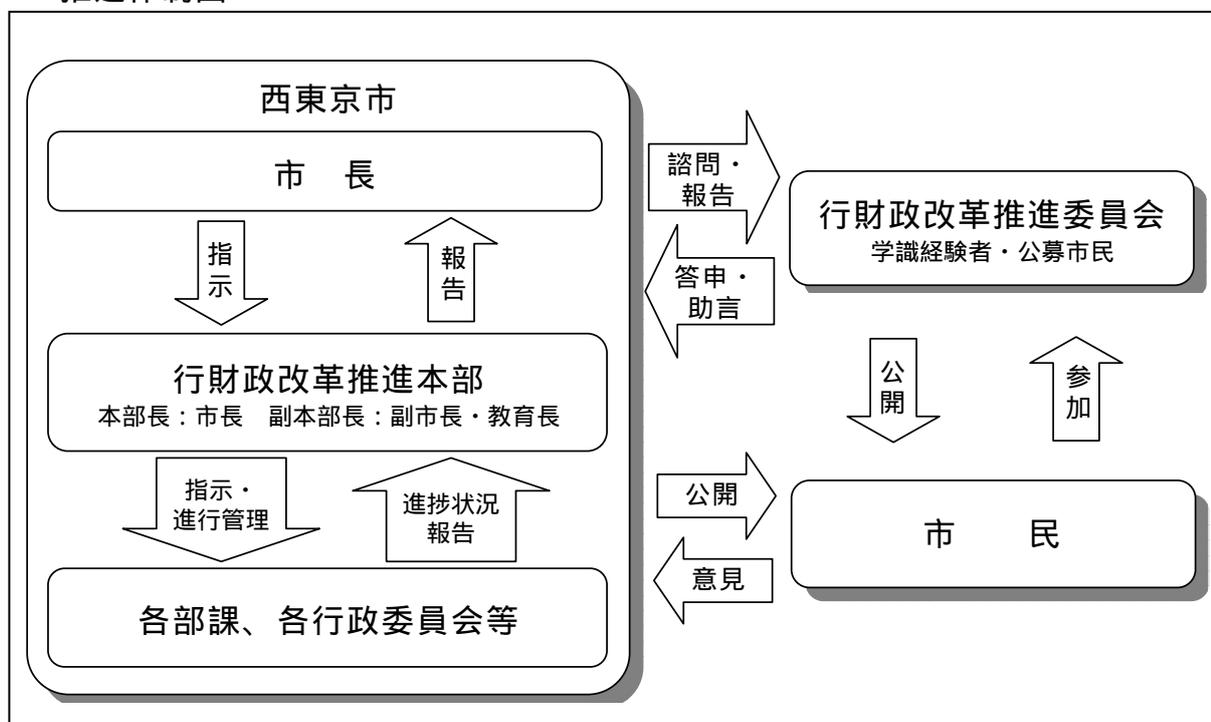
本プランに基づく改革を迅速かつ着実に進めるため、以下のとおり行財政改革推進本部を中心として、行政機関、各行政委員会、財政支援団体等を含めた全庁的な取組みを行います。

行財政改革推進本部では、実施項目ごとに設定された目標への取組状況について、重点課題については四半期に一回程度、その他の項目については半年に一回程度、確認を行います。進捗状況が芳しくない事項については、企画部門と事業部門とが協力して原因分析を行い、行財政改革推進本部の指示のもと、改善に向けて、取組みの強化や関係部署・機関との協議・調整を実施します。

行財政改革推進委員会に対しては、行財政改革の推進状況について定期的に報告を行い、市長に対し必要な助言をいただきます。

市民に対しては、市のホームページ等で行財政改革の進捗状況を分かりやすく公表するとともに、市民が意見や提案を提出できるように工夫します。

推進体制図



2 評価指標の設定

財政の健全化を図るうえでは、同一の視点から経年変化を把握することが必要です。このことから、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財産状況（フロー・ストック*）の両面から総合的・継続的に判断するために、第2次行財政改革で評価指標とした5つの財政指標については、引き続き評価指標として設定します。

目標値については、近年、社会経済情勢が厳しく、地方財政制度も含めて流動的な要因が大きいことを踏まえ、周辺状況に応じた適切な設定を行います。特に経常収支比率については、厳しい財政状況や行政需要の増大が当面の間続くと見込まれる中で、改善に向けた持続的な取り組みが必要となることから、短期的な目標と中長期的に目指すべき水準とを区別して掲げるとともに、経常経費に占める割合の大きい人件費・物件費*の抑制を重視した目標設定を行います。

各指標の目標達成に向けて、本プランの実施計画・実施項目で掲げた取り組みを着実に推進するとともに、財政運営の執行管理を徹底し、経常経費や市債、財政調整基金*等の適正な管理に努めます。

評価指標の考え方

指標名 【平成20年度決算値】	目標設定の考え方
経常収支比率 【92.0%】	平成24年度には都内類似団体*の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は89.1%、最優良水準は84.8%
人件費・物件費の経常収支比率 【46.3%】	平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は43.2%、最優良水準は38.4%
実質経常収支比率 【100.9%】	平成24年度には基金を取崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指します 参考:平成20年度決算で都内類似団体の平均は94.5%
基礎的財政収支 【黒字】	新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続することを目指します
市債現在高倍率 【104.1%】	過度の将来負担を防ぐため、平成26年度までに、市債現在高倍率が100%を超えない水準にすることを目指します
財政調整基金現在高比率 【11.2%】	不測の事態に弾力的に対応できるよう、平成26年度までに、標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保することを目指します

各指標の目標値については、実施項目とあわせて、平成24年度に見直しを行います。ただし、社会経済情勢や地方財政制度等に大きな変動があった場合には、必要に応じて時点修正を行うものとします。

基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を実質的な地方交付税として算定します。

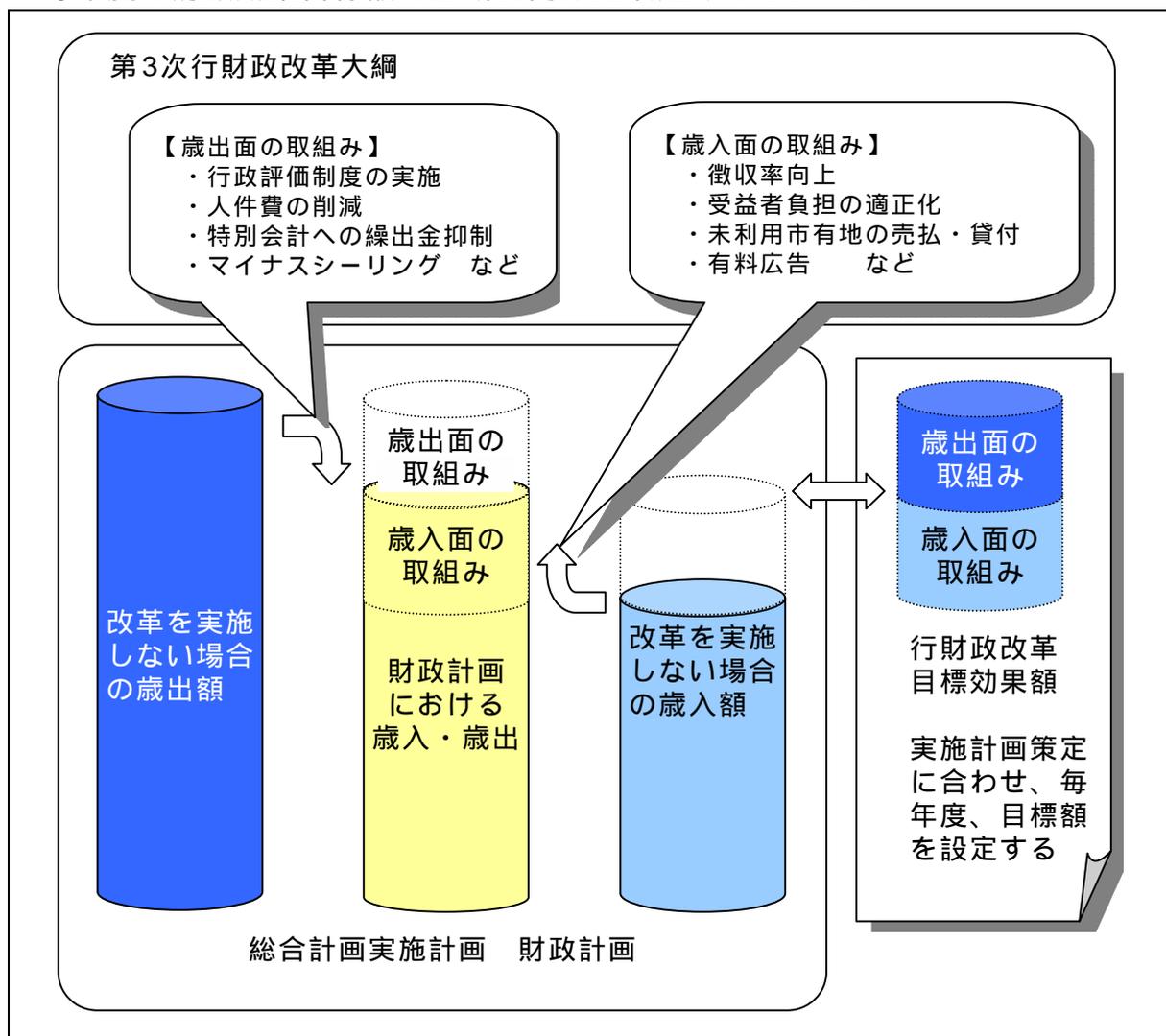
3 収支見通しと財政効果目標額

本市では、まちづくりの指針となる総合計画として、平成 16 年度から平成 25 年度を計画期間とする「西東京市基本構想・基本計画」を策定するとともに、具体的な施策や事業の実現に向けて、財政的な裏づけをもった3年間の実施計画や財政計画を策定し、これを毎年度の予算と整合を図りながら改定しています。

しかし、近年の厳しい財政状況の中で、基本計画で掲げた事業を実施するための財源を確保することは困難になってきています。そこで、第3次行財政改革では、平成 21 年度からスタートした後期基本計画を着実に実施するために、行政運営の効率化を進め、一定の財源を確保することを目指します。

今後は、毎年度、改革を実施しない場合の歳入・歳出総額を比較して、削減を図るべき財政効果目標額を算出し、行財政改革の取組みに反映させていきます。

毎年度の財政効果目標額の達成に向けた取組みのイメージ



実施計画

1 体系別取組一覧

基本方針 市の現状を見据えた自治体経営の適正化

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実	1	施策評価制度の効果的運用【重点】		企画政策課
	2	事務事業評価制度の実施		企画政策課
	3	予算制度改革	再構築	財政課
(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用	4	公共施設の適正配置・有効活用【重点】		企画政策課・管財課・関係各課
	5	学校施設の適正配置		教育企画課
	6	菅平少年自然の家の見直し		教育企画課・社会教育課
	7	市営住宅の見直し		都市計画課

基本方針 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減	8	人件費の抑制【重点】(8-1：定員適正化、8-2：時間外勤務の縮減)	新規	企画政策課 職員課・関係各課
	9	公共施設維持管理コストの削減		企画政策課・管財課
	10	投開票事務の見直し	再構築	選挙管理委員会事務局
	11	情報システムの効率的な運用		情報推進課
	12	契約・入札制度の改善		契約課
	13	省エネルギー対策の推進	新規	管財課・関係各課
(2) 特別会計の健全化	14	国民健康保険特別会計の健全化【重点】		保険年金課
	15	下水道特別会計の健全化【重点】		下水道課
(3) 受益者負担の適正化	16	使用料・手数料の適正化		企画政策課・関係各課
	17	施設使用料の定期的な検証		文化振興課・スポーツ振興課・環境保全課・道路管理課・学校運営課
	18	公共施設駐車場使用料の適正化		企画政策課・管財課・関係各課
	19	保育料・学童クラブ育成料の見直し		保育課・児童青少年課
	20	サービスの利用者負担の適正化	再構築	健康課・高齢者支援課
(4) 安定的な歳入構造の確立	21	私道整備における受益者負担の適正化	新規	道路建設課
	22	徴収体制強化の検討【重点】	新規	納税課・関係各課
	23	市税等徴収率の向上(23-1：市税、23-2：国民健康保険料、23-3：介護保険料、23-4：保育料、23-5：学童クラブ育成料)		納税課・保険年金課・高齢者支援課・保育課・児童青少年課
(5) 新たな歳入項目の創出	24	有料広告掲載の検討		企画政策課・関係各課
	25	未利用市有地の処分		管財課
	26	未利用市有地の有効活用	新規	管財課
	27	法定外公共物の適正な管理・処分		管財課・道路管理課・下水道課

基本方針 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	項目番号	実施項目	種別	担当課
(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	28	事務委託化等の推進【重点】		企画政策課・関係各課
	29	指定管理者制度の効果的活用	再構築	企画政策課・文化振興課・スポーツ振興課・道路管理課
	30	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）		生活福祉課
	31	財政支援団体の見直し（シバ-人材センター）		生活福祉課
	32	保育園の民間委託		保育課
	33	児童館・学童クラブの民間委託		児童青少年課
	34	公民館の運営体制の見直し	再構築	公民館
	35	図書館の運営体制の見直し	再構築	図書館
	36	協働の促進に向けた環境整備		協働コミュニティ課
	37	地域コミュニティとの連携のあり方の検討	新規	協働コミュニティ課
(2) 市民目線による事務改善・効率化	38	証明書等発行事務の利便性向上		市民課
	39	はなバス事業の見直し	新規	都市計画課
	40	市民の声の庁内共有と活用の推進		秘書広報課
	41	市民意識調査の実施		企画政策課
	42	市民参加制度の充実	新規	企画政策課・秘書広報課
(3) 成果を重視した組織運営体制の整備	43	継続的な組織再編の検討	新規	企画政策課
	44	成果を重視した人事考課制度の運用		職員課
	45	職員の能力の有効活用	新規	職員課
(4) 市の役割の高度化に備えた対応力の強化	46	職員研修・能力開発支援の推進		職員課
	47	市の役割拡大に対応した職員の能力開発	新規	職員課
	48	地方分権改革への対応	再構築	企画政策課

「種別」欄には、本プランで新たに取り組む項目及び第2次行財政改革の取組内容を再構築して取り組む項目を表示しています。

2 重点課題

第3次行財政改革では、全市的な対応や中長期的な視点が必要とされる事項のうち、現時点で十分な成果があがっていない取組みや、改革の中核的役割を担うものとしてさらなる内容の充実を図る必要がある取組みとして、下記の6項目を重点課題に位置づけます。これらの重点課題については、必要に応じて組織横断的なプロジェクトチームを設けるなど、特に集中的に進行管理を行うこととします。

重点課題

施策評価制度の効果的運用

公共施設の適正配置・有効活用

人件費の抑制

特別会計の健全化

徴収体制強化の検討

事務委託化等の推進

重点課題：施策評価制度の効果的運用（項目番号1）

【現状と課題】

これまでの各事務事業を対象とする行政評価では、事業単位で効率化・適正化を図ってきました。しかし、財政環境が厳しさを増す中、より広い視野から行政運営を見直し、資源の適正配分を進める必要があります。

【取組みの方向性】

社会的要請や市民生活にとっての重要度が高い施策分野や事業を判定し、そこに重点的に人員や予算を投入する仕組みとして、これまで試行段階であった施策評価を本格導入し、より効果的な予算編成を目指します。

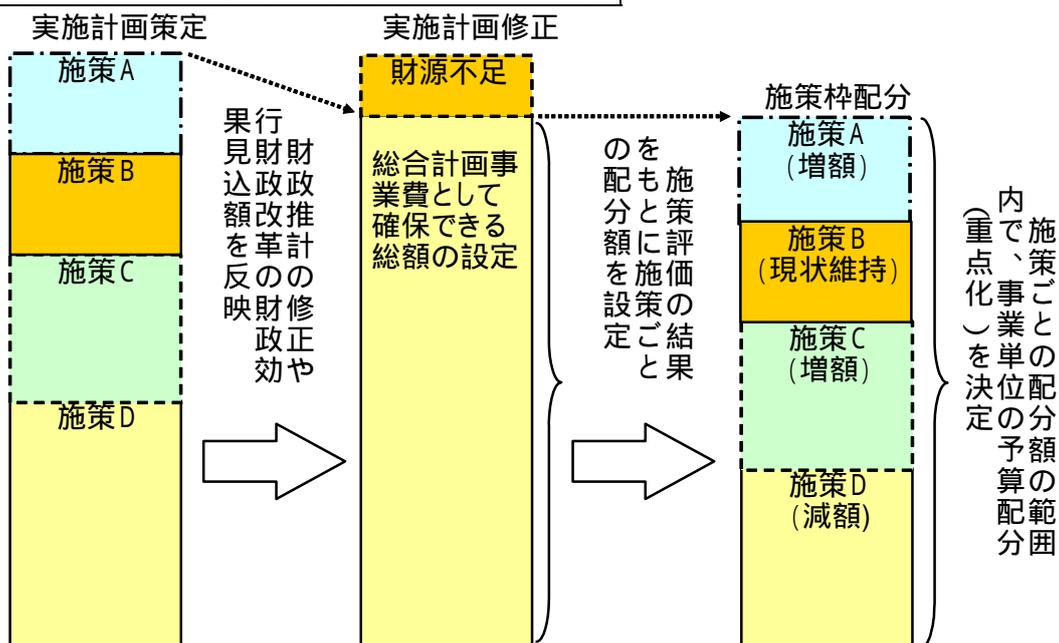
【取組内容】

- 市民意識調査による各施策に対する市民の満足度・重要度の把握
- 成果指標の達成状況や社会的背景を踏まえた施策の成果・重要度の把握
- コンサルタントによる評価者となる職員への研修・サポートの実施
- 部課長級職員による施策評価の本格実施
- 評価結果に基づく予算編成の実施、次期総合計画の策定

【成果の考え方】

施策評価は、総合計画・後期基本計画で掲げた施策・事業を対象に実施します。総合計画事業は、毎年度、3か年の事業計画（実施計画）を策定していますが、事業実施前年度に財政推計の時点修正や行財政改革による財政効果見込額を反映させて事業費総額を設定したうえで、施策評価の結果に基づき予算の枠配分を行います。

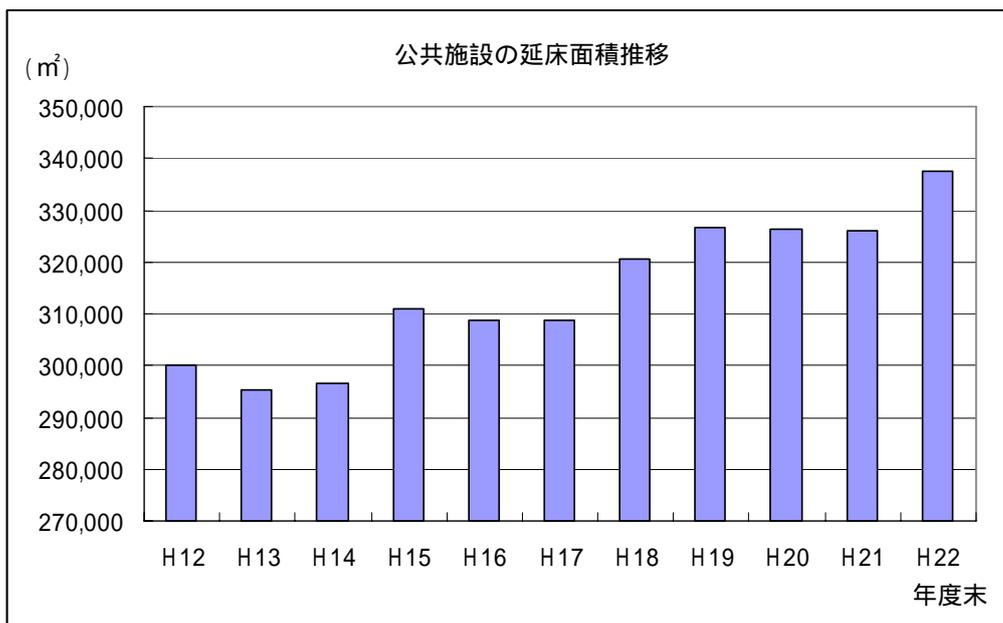
施策評価による予算の枠配分のイメージ図



重点課題：公共施設の適正配置・有効活用（項目番号４）

【現状と課題】

合併後、一部の学校や出張所の統廃合を除いて施設配置の見直しが行われていない一方で、複数の新規施設が誕生しており、近隣市と比較しても施設数が多い状況となっています。また、建築年数が古い施設も多く、近い将来大規模な改修や建替が必要となることも予想されます。



【取組みの方向性】

施設白書の作成や公共施設保全計画の策定を通じて把握した各施設の現状や課題に留意し、これまでの検討結果を踏まえて公共施設の運用に関する基本的な考え方を明らかにした上で、統廃合、機能融合等の公共施設の適正配置に向けた具体的な取組みを進めます。

【取組内容】

- 公共施設適正配置に関する基本方針の策定
- 市民会館、児童館等個別課題のある各施設の適正配置のあり方の検討
- 市民意見、市民生活への影響を踏まえた各施設の適正配置のあり方の決定
- 各施設の適正配置に向けた取組みの計画的実施

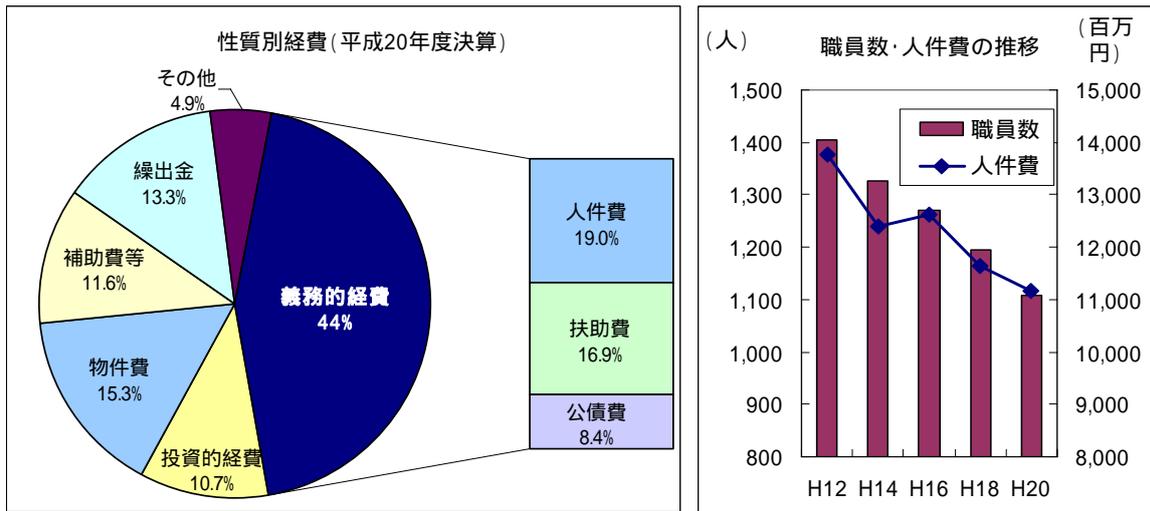
【成果の考え方】

コスト面の効果は、施設配置の見直しの前後における施設維持管理費、人件費、関連事業費等の比較により算出し、サービス面の効果は、施設配置見直しにより実現できた市民の利便性向上につながる事業実施方法等の変更により把握します。

重点課題：人件費の抑制（項目番号 8）

【現状と課題】

行政内部の固定経費である人件費は、市の歳出の中でも割合が大きく、行政自身が率先して削減努力すべきものとしてこれまでも重要視してきましたが、財政状況が厳しさを増す中、引き続き取組みが求められています。



【取組みの方向性】

行財政改革の全体方針を踏まえて新たに策定する定員適正化計画に基づき職員定数の削減を着実に進めるとともに、業務の適正な執行管理による時間外勤務の縮減を促進するなど、取組みを継続・充実させることで、さらなる人件費の抑制を目指します。

【取組内容】

新たに策定する第三次定員適正化計画に基づく職員定数削減の着実実施
 事務事業見直しや事務の委託化等の改革の成果の職員定数への反映
 職場単位の効率的な業務執行の仕組みづくりの推進
 柔軟な勤務体制の導入に向けた検討

【成果の考え方】

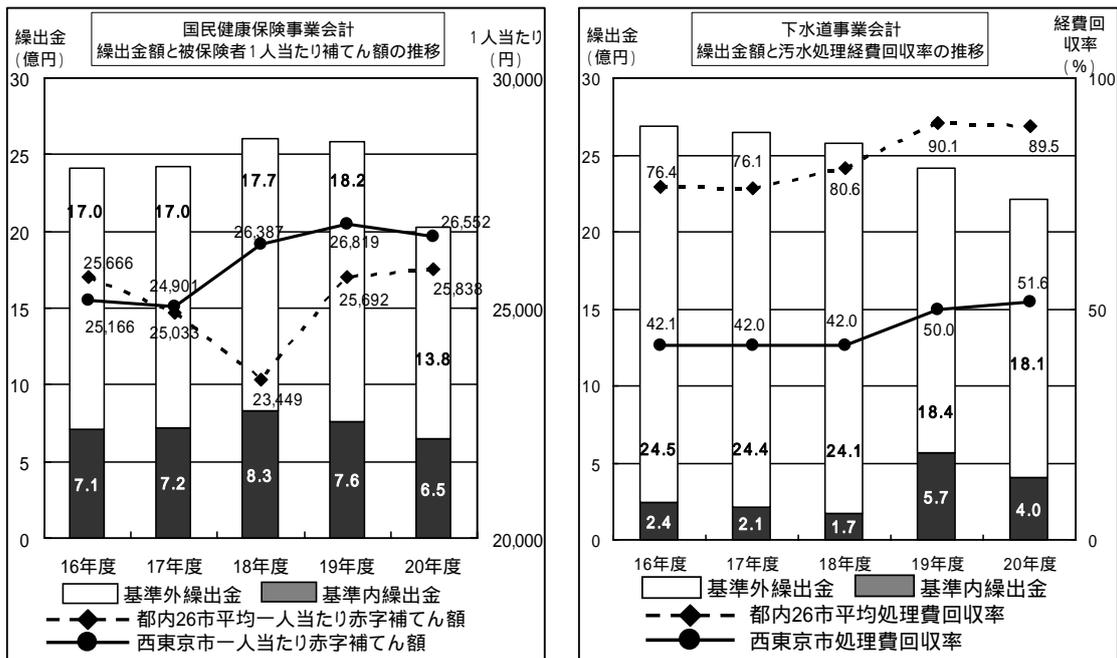
定員適正化では、職員定数の削減数に平均給与を乗じて財政効果を算出します
 例：平成21年4月現在一般会計定員数1,013名に対し、平成26年度目標数値95%（約963名）を達成した場合、約4.5億円の財政効果（対平成20年度決算額）

時間外勤務の縮減では、時間外勤務の削減時間数に平均超過勤務単価を乗じて算出します。
 例：平成20年度実績時間外勤務時間数111,189時間（一般会計）に対し、平成26年度目標数値90%（約100,000時間）を達成した場合、約3,300万円の財政効果（対平成20年度決算額）

重点課題 : 特別会計の健全化 (項目番号 14・15)

【現状と課題】

市の国民健康保険や下水道事業の特別会計では、一般会計からの基準外繰出金が平成 20 年度決算値で合計約 32 億円にのぼっており、市の財政を圧迫する要因のひとつとなっています。これまでも保険料率や使用料の改定等を通じて改善に努めてきましたが、さらなる取組みが必要です。



【取組みの方向性】

引き続き、受益者負担の適正化により各会計の収入強化を図るとともに、下水道施設維持管理経費の抑制などの経費節減につながる取組みを行うことで、一般会計からの基準外繰出金について段階的に削減します。

【取組内容】

- 国民健康保険料率、下水道使用料及び料金体系の改定
- 広域連携やポンプ場の廃止による下水道施設維持管理経費の抑制
- 下水道施設整備に係る公債費の繰上償還
- 上記の外、市民の健康づくり支援等、医療費抑制の間接的効果が見込まれる取組みの実施

【成果の考え方】

国民健康保険特別会計は、保険料改定を実施した場合は改定前との比較により効果を算出します。

下水道事業特別会計は、使用料改定や公債費の繰上償還などを実施した場合は取組前との比較により効果を算出します。《参考：平成 26 年度目標数値 (処理費回収率 76.5%) を達成した場合、約 9 億円減少 (対平成 20 年度決算値)》

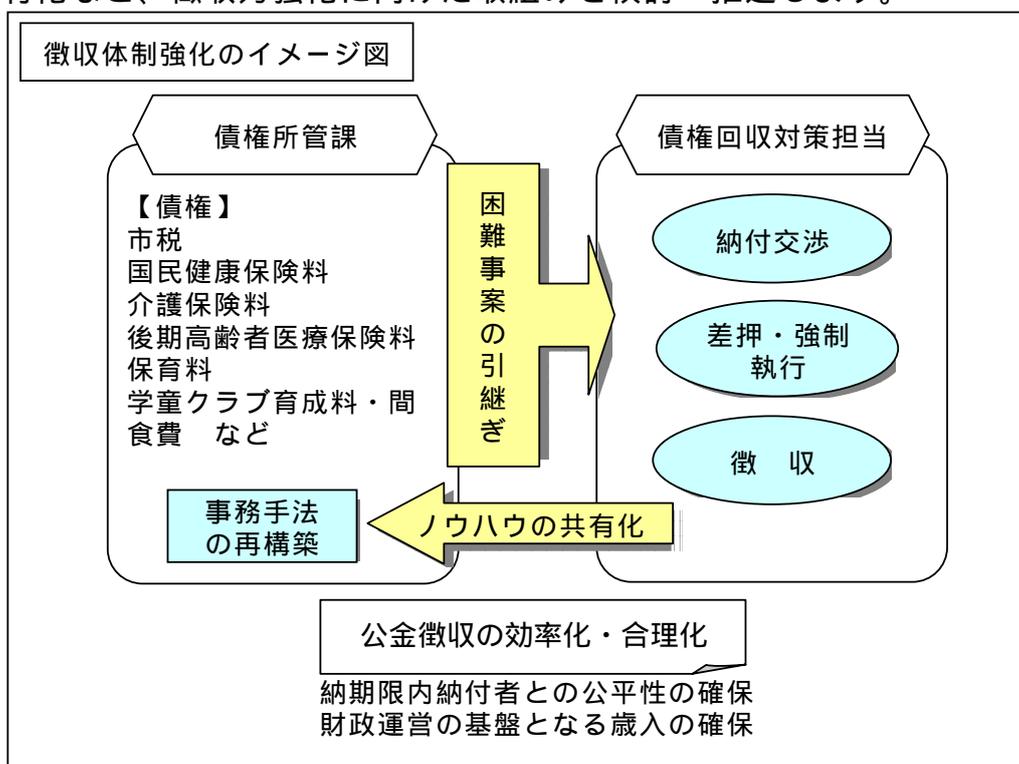
重点課題：徴収体制強化の検討（項目番号 22）

【現状と課題】

これまで、市税や国民健康保険料、保育料など、市が有する債権については、基本的に担当部局が個別に取組みを実施し、徴収率の向上に努めてきました。今後さらに徴収率の向上を図っていくためには、未納者の重複や高度な納付交渉が要求される事例など、担当部局だけでは解決が困難なケースにも積極的に取り組んでいく必要があります。

【取組みの方向性】

債権徴収の効率化に向けて体制を整備し、関係部署間の連携強化や困難事案の共有化など、徴収力強化に向けた取組みを検討・推進します。



【取組内容】

債権回収対策担当の設置

債権回収対策担当を中心とする徴収部門間の連携体制の構築

徴収困難事案に対する組織的対応

事務手法の再構築など全庁的な徴収体制の強化

【成果の考え方】

債権回収対策担当が関与して未納が解消された件数により把握します。

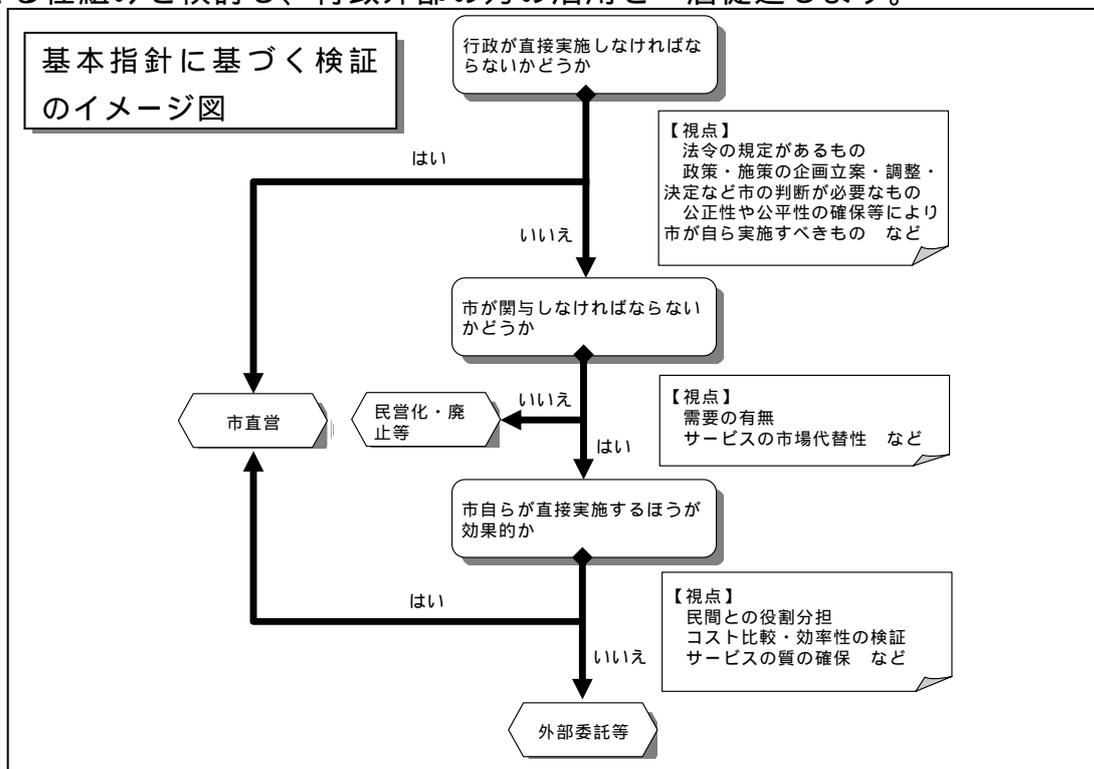
重点課題：事務委託化等の推進（項目番号 28）

【現状と課題】

これまで、指定管理者制度などの新たな仕組みも活用しながら、個別の事例ごとに判断し、業務の外部委託化を積極的に進めてきました。今後は、全庁的な検討を行う中で、公共サービスとしての責任や安定性・継続性の確保などに留意しながら、さらなる外部活力の導入に取り組む必要があります。

【取組みの方向性】

費用対効果やサービスの特性などの統一的な視点に基づき、市の事務事業・業務全般について、最も適したサービスの実施主体や提供方法を選ぶことのできる仕組みを検討し、行政外部の力の活用を一層促進します。



【取組内容】

事務委託化等の推進に関する基本指針の策定

窓口サービス、施設運営等の事務事業に関して委託化等の有効性等を検討

各事務事業の委託化等の取組方針を決定

各事務事業の委託化等の計画的な実施

【成果の考え方】

コスト面の効果は、委託化等の実施前後における当該事務事業の総経費（人件費、物件費等）の比較により算出し、サービス面の効果は、対象者の拡大、時間の拡大等、委託化等の実施により実現できた市民の利便性向上につながる事業実施方法の変更等により把握します。

3 実施項目

基本方針

市の現状を見据えた自治体経営の適正化

～ 行政資源の戦略的活用による選択と集中～

推進項目(1) 評価・検証に基づく行財政運営・予算編成手法の充実

従来から取り組んできた、事務事業を一定の視点から評価・検証してPDCAサイクルに基づき見直しを行う行政評価制度について、新たに施策を単位とする資源の適正配分の視点も加えて充実を図ります。また、限られた財源を有効活用するため、行政評価と連携した予算編成の強化や、組織の自立性を高めた予算編成手法の導入を進めます。

実施項目	施策評価制度の効果的運用【重点課題】				項目番号	1
取組の目的	総合計画事業の的確な進行管理と限られた行政資源の適正配分・有効活用を図る。					
取組内容	平成21年度の試行結果を踏まえ、市民満足度や事業の成果等に基づき、施策を単位とする評価を実施し、予算編成に活用する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	評価実施 予算への反映◆		評価実施		26年度以降の検討	
目標数値	42施策		42施策			
備考	【目標数値】評価施策数(重点プロジェクトについても施策として取扱う) 【重点課題】17ページ参照 【関連項目】項目番号3「予算制度改革」、項目番号41「市民意識調査の実施」					
担当課	企画政策課					

実施項目	事務事業評価制度*の実施				項目番号	2
取組の目的	総合計画事業をはじめとする各種事務事業の最適化・効率化を図る。					
取組内容	評価対象事業を再精査したうえで、事業の優先度、必要性、内容の適切さ等の観点から、事務事業を単位とする評価を実施し、事業の改善・見直しを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算への反映◆	評価実施		評価実施	26年度以降の検討	
目標数値		150事業		250事業		
備考	【目標数値】平成21年度から25年度までの累計評価事業数（21年度評価事業数：61事業） 【関連項目】項目番号3「予算制度改革」					
担当課	企画政策課					

実施項目	予算制度改革				項目番号	3
取組の目的	財源を効果的・効率的に活用する予算編成方法の確立を目指す。					
取組内容	総合計画実施計画及び行政評価制度と連携した予算編成を実施する。 インセンティブ*制度・シーリング*を本格導入するとともに、枠配分方式による予算編成手法を検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	行政評価との連携	行政評価（施策評価・事務事業評価）との連携				
その他の手法	シーリング実施◆	インセンティブ制度検討	インセンティブ制度実施◆			
備考	【関連項目】項目番号1「施策評価制度の効果的運用」、項目番号2「事務事業評価制度の実施」、項目番号43「継続的な組織再編の検討」					
担当課	財政課					

推進項目(2) ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用

市民共有の貴重な資産である公共施設を有効に活用して費用対効果の高いサービスを提供できるよう、総合的・長期的な視点から施設の運用のあり方を整理します。そのうえで、設備の老朽化や類似施設の新設、施設利用者の減少などの個別課題について検討し、公共施設の適正配置・有効活用について取組みを進めます。

実施項目	公共施設の適正配置・有効活用【重点課題】				項目番号	4
取組の目的	市民の利便性向上と施設運営の効率化を図る。					
取組内容	総合的・長期的な視点から、市有財産である公共施設の戦略的な運用に向けた公共施設適正配置の基本方針を定める。 児童館等の新たに建設予定のある施設や、市民会館等の老朽化している施設等について、基本方針に基づき、統廃合、機能融合等による適正配置の取組みを進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	基本方針検討・策定	対象施設検討・調査・調整	実施準備・実施	◆……………→		
目標数値		(検討)				
備考	【目標数値】今後策定する基本方針に基づく見直し検討施設数(24年度に実施項目化) 【重点課題】18ページ参照 【関連項目】項目番号5「学校施設の適正配置」、項目番号6「菅平少年自然の家の見直し」、項目番号7「市営住宅の見直し」、項目番号25「未利用市有地の処分」、項目番号26「未利用市有地の有効活用」					
担当課	企画政策課、管財課、関係各課					

実施項目	学校施設の適正配置				項目番号	5
取組の目的	学校施設の計画的な更新、適正配置を進め、良好な学校教育環境を整備する。					
取組内容	合併による特例措置のある通学区域を見直すとともに、今後の年少人口の動向を踏まえた学校施設の統廃合、適正配置に向けて検討を進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	通学区域見直し検討	通学区域見直し実施・年少人口等の検証	◆……………→			
目標数値		7校	7校			
備考	【目標数値】通学区域を見直す学校数 【関連項目】項目番号4「公共施設の適正配置・有効活用」					
担当課	教育企画課					

実施項目	菅平少年自然の家の見直し				項目番号	6
取組の目的	菅平少年自然の家のあり方を見直す。					
取組内容	施設老朽化や職員配置等の課題に対するこれまでの検討結果を踏まえ、菅平少年自然の家の見直しに向けた取組みを進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	報告書に基づく庁内調整・実施準備	実施（廃止）				
備考	【関連項目】項目番号4「公共施設の適正配置・有効活用」					
担当課	教育企画課、社会教育課					

実施項目	市営住宅の見直し				項目番号	7
取組の目的	今後の市営住宅のあり方を見直し、施設運営の効率化を図る。					
取組内容	これまでの庁内における検討結果を踏まえ、市営住宅運営の方向性を定め、見直しに向けた取組みを進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	検討結果による計画の策定	関係機関等との調整・実施準備	見直し実施	◆……………▶		
備考	【関連項目】項目番号4「公共施設の適正配置・有効活用」					
担当課	都市計画課					

推進項目(1) 行政内部の固定的な経常経費の削減

人件費や施設維持管理経費、システム関連経費など、行政内部の経常的な管理コストの削減を推進します。また、経費削減の一環として、契約における競争性の向上や環境に配慮した省エネルギー型の行政運営の実現を目指します。

実施項目	人件費の抑制（定員適正化）【重点課題】				項目番号	8-1
取組の目的	適正な職員数による効率的な行政経営を目指す。					
取組内容	事業に必要な人員の再精査や、事務委託化、事業再構築、施設統廃合等を踏まえ、平成23年4月以降に適用する新たな定員適正化計画（平成22年度から平成25年度）を策定し、職員定数の計画的な削減を進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	適正化計画検討・策定	取組実施	◆……………▶		適正化計画検討・策定	
目標数値			97%		95%	
備考	【目標数値】職員定数の対平成21年度比（平成21年4月現在：1,083人） 【重点課題】19ページ参照 【関連項目】項目番号28「事務委託化等の推進」					
担当課	企画政策課					

実施項目	人件費の抑制（時間外勤務の縮減）【重点課題】				項目番号	8-2
取組の目的	業務執行の効率化による経費削減を図る。					
取組内容	職場の実態に即したノー残業デーの実施等により、職員の意識醸成・取組徹底を図る。 業務改善や状況に応じた応援体制づくりを推進するとともに、所属長による時間外勤務の適正な執行管理を徹底する。 柔軟な勤務体制の導入について検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	縮減対策検討・実施	◆.....▶				
目標数値			95%		90%	
備考	【目標数値】時間外勤務時間実績の対平成20年度比（平成20年度実績：111,189時間） 【重点課題】19ページ参照					
担当課	職員課、関係各課					

実施項目	公共施設維持管理コストの削減				項目番号	9
取組の目的	施設維持管理経費の削減を図る。					
取組内容	仕様や契約方法の見直しにより、経費の適正化を図る。大規模施設に関する分析調査を実施するとともに、小規模施設に対する簡易分析等の手法を検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	分析調査実施 簡易分析等検討	分析調査実施 簡易分析等試行	簡易分析等実施	◆.....▶		
目標数値	9施設		15施設		25施設	
備考	【目標数値】見直し施設累計数（平成21年度までの累計：7施設）					
担当課	企画政策課、管財課					

実施項目	投票事務の見直し				項目番号	10
取組の目的	市民の利便性向上と選挙執行経費の節減を図る。					
取組内容	投票区の見直しや事務の一部委託化などによる効率化を推進する。 国や東京都の動向を踏まえ、電子投票について調査・研究を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	調査・検証	見直し検討	見直し実施	見直し検討	見直し実施	
目標数値			3件		6件	
備考	【目標数値】投票区域見直し箇所累計数					
担当課	選挙管理委員会事務局					

実施項目	情報システムの効率的な運用				項目番号	11
取組の目的	付加価値の高い行政サービスの提供、業務の効率化及びIT投資の適正化を実現する。					
取組内容	最適化計画に基づくネットワーク、端末、業務システムの再編を計画的に実施し、業務の効率化等を図る。 今後のシステム更新に備え、国や他自治体の動向にも留意しながら、より効率的な情報システムのあり方について検討する。 費用対効果に留意しながら、手続きのオンライン化を進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	システム構築・運用	システム運用◆	次期システム導入検討◆▶
備考						
担当課	情報推進課					

実施項目	契約・入札制度の改善				項目番号	12
取組の目的	契約・入札における公正性、透明性を確保するとともに、競争性を高めて経費削減を図る。					
取組内容	電子入札について引き続き推進する。 総合的に優れた調達手段として、総合評価方式の導入などの取組みを進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	総合評価方式の検討・実施					
目標数値	1件	1件	2件	2件	2件	
備考	【目標数値】総合評価方式の導入件数					
担当課	契約課					

実施項目	省エネルギー対策の推進				項目番号	13
取組の目的	環境に配慮した行政運営を実現するとともに、経費節減を図る。					
取組内容	エコアクション21*に基づき、冷暖房機・照明機器・自動車等の適正使用を促進するとともに、省エネ型製品・設備の効果について検証し、導入に向けて検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	エコアクション21取組実施 省エネ製品の検証					
目標数値	(検討)	省エネ製品の導入 検討				
備考	【目標数値】平成22年度策定予定の第2期地球温暖化対策実行計画により目標数値設定					
担当課	管財課、関係各課					

推進項目(2) 特別会計の健全化

国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計について、独立採算制*の原則に基づき、各会計内で収支の均衡を図ることを目指します。

実施項目	国民健康保険特別会計の健全化【重点課題】				項目番号	14
取組の目的	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。					
取組内容	医療費や医療制度等の動向を踏まえ、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、保険料の見直しを適切に行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	料金改定 見直し検討・協議 会へ諮問					
目標数値			26市平均		26市上位	
備考	毎年度、翌年度の料金について検討する（協議会へ諮問し、答申に基づき改定を行う）。 【目標数値】被保険者一人当たりの法定外繰入金額（平成20年度実績：26,552円、平成20年度26市平均：25,838円） 【重点課題】20ページ参照					
担当課	保険年金課					

実施項目	下水道特別会計の健全化【重点課題】				項目番号	15
取組の目的	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの法定外繰入を抑制する。					
取組内容	下水道審議会の答申を踏まえ、下水道使用料及び料金体系を計画的に適正な水準に見直す。 自然流下方式への変更によるポンプ場の廃止、公債費の繰上償還、広域連携による施設維持経費の削減などにより、管理経費の抑制を図る。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	プラン策定、下水道審議会諮問、繰上償還 調整・料金改定、経費抑制検討・実施 経費抑制検討・実施					
目標数値			67.1%		76.5%	
備考	【目標数値】経費回収率（平成20年度実績：51.6%、平成20年度26市平均：89.5%） 平成27年度までに26市平均値を目指す。 【重点課題】20ページ参照					
担当課	下水道課					

推進項目(3) 受益者負担の適正化

市民負担の公平性の確保と効率的な事業執行の観点から、受益の程度やサービスの特性に応じ、使用料・手数料等各種サービスの受益者負担のあり方について検討し、適正化を進めます。

実施項目	使用料・手数料の適正化				項目番号	16
取組の目的	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。					
取組内容	各種手数料について定期的に検証し見直しを行うとともに、各種使用料等の取扱いに関する全庁的な課題について検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	各種使用料等の取扱い方針等の検討		各種手数料見直し検討（使用料等審議会）			
目標数値			22件			
備考	原価計算等を行い、必要な場合に審議会へ諮問する（答申に基づき改定を行う）。 【目標数値】見直し検討事務件数					
担当課	企画政策課、関係各課					

実施項目	施設使用料の定期的な検証				項目番号	17
取組の目的	受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供するための体制を整備する。					
取組内容	施設の使用料について、定期的に見直しを行う。 指定管理者制度の利用料金制を導入している場合には、見直し時期と指定期間との整合を図る。					
年度目標		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	文化施設	見直し検討【直営施設】（使用料審議会）	見直し検討【こもれびホール】（使用料等審議会）		見直し検討【直営施設】（使用料審議会）	
	目標数値	2施設	1施設		2施設	
	スポーツ施設	使用料等審議会【新規施設】	見直し検討【既存施設】（使用料等審議会）			
	目標数値	2施設	12施設			
	エコプラザ	見直し検討（使用料審議会）			見直し検討（使用料審議会）	
	目標数値	1施設			1施設	
	市営駐車場		見直し検討（使用料等審議会）			
	目標数値		1施設			
	学校施設	見直し検討（使用料等審議会）			見直し検討（使用料等審議会）	
目標数値	3施設			3施設		
備考	原価計算等を行い、必要な場合に審議会へ諮問する。 【目標数値】見直し（検討）施設数（審議会の答申に基づき改定を行う） 【関連項目】項目番号29「指定管理者制度の効果的活用」					
担当課	文化振興課、スポーツ振興課、環境保全課、道路管理課、学校運営課					

実施項目	公共施設駐車場使用料の適正化				項目番号	18
取組の目的	公共施設駐車場の使用に関して、受益者負担の適正化及び混雑の緩和を図る。					
取組内容	公共施設駐車場使用料に関する基本的な考えを整理し、公共施設駐車場使用料の見直しを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	庁舎駐車場有料化検討・諮問	実施・運用開始◆ その他駐車場検討	◆……………◆ その他駐車場方針策定	◆……………◆ その他駐車場見直し検討	◆……………◆	
目標数値	2件					
備考	【目標数値】有料化導入検討駐車場数					
担当課	企画政策課、管財課、関係各課					

実施項目	保育料・学童クラブ育成料の見直し				項目番号	19
取組の目的	受益者負担の適正化を図る。					
取組内容	子ども福祉審議会に諮問したうえで、保育料及び学童クラブ育成料について定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行う。					
年度目標		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	保育料	検討	子ども福祉審議会に諮問		検討	子ども福祉審議会に諮問
	学童クラブ育成料	子ども福祉審議会に諮問		検討	子ども福祉審議会に諮問	
備考	審議会の答申に基づき改定を行う。					
担当課	保育課、児童青少年課					

実施項目	サービスの利用者負担の適正化				項目番号	20
取組の目的	限られた財源の中で、より利用しやすいサービスとなるように、受益者負担等のあり方を検討する。					
取組内容	健康診査やがん検診等の市民の健康増進に関するサービスについて、事業の一層の充実を図るとともに適正な対価について検討する。 各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平化に留意し、事業内容や利用者負担等の適正化を行う。					
年度目標		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	市民健康診査等	事業の充実及び受益者負担について検討→			
	目標数値			9事業		
	高齢者福祉サービス	検討、保健福祉審議会に諮問	導入→		
	目標数値	12事業				
備考	【目標数値】 検討事業数					
担当課	健康課、高齢者支援課					

実施項目	私道整備における受益者負担の適正化				項目番号	21
取組の目的	市民負担の公平性を確保するとともに、事業の効率化を図る。					
取組内容	私道舗装工事費用について、公共性の高さに応じた負担率による自己負担制度を検討・導入する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	検討・周知・導入◆.....▶					
目標数値	負担率1/10または2/10					
備考	【目標数値】通り抜け型の場合1/10、行き止まり型の場合2/10の負担率とする。					
担当課	道路建設課					

推進項目(4) 安定的な歳入構造の確立

市税や国民健康保険料、介護保険料など、市が有する債権の徴収率の向上に向けた取組みを推進します。

実施項目	徴収体制強化の検討【重点課題】					項目番号	22
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。						
取組内容	新設される債権回収対策担当による困難案件の処理、徴収部門間の連携による徴収体制の強化を図り、市債権整理を適正かつ効率的に行う。						
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	徴収率向上の取組実施						
備考	【重点課題】21ページ参照 【関連項目】項目番号23-1から23-5「徴収率の向上」						
担当課	納税課、関係各課						

実施項目	徴収率の向上(市税)					項目番号	23-1
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。						
取組内容	口座振替の促進、コンビニ納付等の活用、動産・不動産の公売、納税推進員による徴収強化などの取組みを継続する。 債権回収対策担当を生かした徴収体制を確立し、より効率的な滞納整理事務を行う。 各種イベントにおける納税キャンペーンを実施する。						
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	徴収率向上の取組実施						
目標数値			98.8%・24.5%			99.0%・25.0%	
備考	【目標数値】徴収率「現年分」・「滞納分」(平成20年度実績:98.3%・24.2%) 【関連項目】項目番号22「徴収体制強化の検討」						
担当課	納税課						

実施項目	徴収率の向上（国民健康保険料）				項目番号	23-2
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。					
取組内容	口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組みを継続する。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。 マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	徴収率向上の取組実施					
目標数値			90.0%・19.0%		91.0%・20.0%	
備考	【目標数値】徴収率「現年分」・「滞納分」（平成20年度実績：88.7%・18.1%） 【関連項目】項目番号22「徴収体制強化の検討」					
担当課	保険年金課					

実施項目	徴収率の向上（介護保険料）				項目番号	23-3
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。					
取組内容	口座振替の促進、収納推進嘱託員による収納強化などの取組みを継続する。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。 マルチペイメントネットワークによる新たな納入の仕組みを活用した納入促進を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	徴収率向上の取組実施					
目標数値			98.4%・20.5%		98.5%・20.6%	
備考	【目標数値】徴収率「現年分」・「滞納分」（平成20年度実績：98.3%・20.4%） 【関連項目】項目番号22「徴収体制強化の検討」					
担当課	高齢者支援課					

実施項目	徴収率の向上（保育料）				項目番号	23-4
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。					
取組内容	口座振替の促進を継続するとともに、保育園送迎時における保護者との納付面談を組織的に行う。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	徴収率向上の取組実施					
目標数値			99.0%・9.5%		99.2%・10%	
備考	【目標数値】徴収率「現年分」・「滞納分」（平成20年度実績：98.7%・8.7%） 【関連項目】項目番号22「徴収体制強化の検討」					
担当課	保育課					

実施項目	徴収率の向上（学童クラブ育成料）				項目番号	23-5
取組の目的	市民負担の公平性や財源の確保を図る。					
取組内容	保護者への連絡時に口座振替の利用促進などを行う取組みを継続する。 債権回収対策担当と連携して納入強化に向けた取組みを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	徴収率向上の取組実施					
目標数値			97.9%・16.2%		98.6%・18.8%	
備考	【目標数値】徴収率「現年分」・「滞納分」（平成20年度実績：97.3%・13.7%） 【関連項目】項目番号22「徴収体制強化の検討」					
担当課	児童青少年課					

推進項目(5) 新たな歳入項目の創出

有料広告をはじめとする行政財産等を活用した新たな歳入項目の創出や拡大に向けて検討し、導入を推進します。

実施項目	有料広告掲載の検討				項目番号	24
取組の目的	歳入の確保					
取組内容	新たな媒体の検討も含めて、行政財産等への有料広告の充実を図るとともに、ネーミングライツ*について検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	検討・関係機関調整・実施					
目標数値	7件		9件		11件	
備考	【目標数値】有料広告掲載媒体数（平成21年度末現在：6件）					
担当課	企画政策課、関係各課					

実施項目	未利用市有地の処分				項目番号	25
取組の目的	未利用市有地を売却して歳入の確保を図る					
取組内容	未利用市有地の効果的な売払いを計画的に推進する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	検討・実施					
目標数値	2件	2件	5件			
備考	【目標数値】未利用地売却件数 【関連項目】項目番号4「公共施設の適正配置・有効活用」					
担当課	管財課					

実施項目	未利用市有地の有効活用				項目番号	26
取組の目的	未利用市有地を活用して歳入の確保を図る					
取組内容	有料駐車場の運営等、未利用市有地を活用した財源確保策について検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	調査・検討・実施◆.....▶					
目標数値			2件			
備考	【関連項目】項目番号4「公共施設の適正配置・有効活用」					
担当課	管財課					

実施項目	法定外公共物*の適正な管理・処分				項目番号	27
取組の目的	国から譲与を受けた法定外公共物（里道・水路）を適正に管理し、不用なものについては処分を行い、歳入の確保を図る。					
取組内容	現況調査等を計画的に実施し、管理及び利用等の計画を策定する。 計画に基づき、法定外公共物の適正な管理と処分を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	現況調査・境界測量実施	◆.....▶		管理・利用計画等の策定	現況調査実施 適正管理・処分の実施	◆.....▶
目標数値	500m	200m			700m	
備考	【目標数値】現況調査・境界測量延長距離（m）					
担当課	管財課、道路管理課、下水道課					

推進項目(1) 地域の多様な活動主体を活用したサービス提供

業務委託・指定管理者制度等の推進やボランティア・市民活動との連携などにより、民間のノウハウや地域の団体、専門性の高い人材等、外部の資源を行政活動に幅広く取り入れることで、効率性の向上やサービスの充実を目指します。

実施項目	事務委託化等の推進【重点課題】				項目番号	28
取組の目的	行政サービスの質の向上とコストの低減を図る。					
取組内容	窓口サービスや施設運営など、市の業務・事務事業全般について、最も適した実施主体を検証する。 検証結果に基づき、民間委託や指定管理者制度の活用等、行政外部への委託化等を推進する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	基本方針に基づく対象事業等の検証	検討・調整・導入準備	実施◆……………	……………	……………◆ ……………◆	
目標数値		(検討)				
備考	【目標数値】対象事業等の検証に基づく事務委託化等検討事業数(24年度に実施項目化) 【重点課題】22ページ参照 【関連項目】項目番号8「人件費の抑制」、項目番号29「指定管理者制度の効果的活用」、項目番号32「保育園の民間委託」、項目番号33「児童館・学童クラブの民間委託」、項目番号36「協働の促進に向けた環境整備」					
担当課	企画政策課、関係各課					

実施項目	指定管理者制度の効果的活用				項目番号	29
取組の目的	指定管理者制度導入施設について、一層の市民サービスの向上と行政コストの縮減を図る。					
取組内容	モニタリング*、インセンティブ等を含めた指定管理者制度の運用のあり方を検証する。 モニタリングを通じて課題を把握・検証し、より効果的に指定管理者制度を活用する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	新たな施設への導入・モニタリング等の検証・検討		市営駐車場、地区会館等指定管理者更新	こもれびホール、跡・地ノタ-指定管理者更新		
備考	【関連項目】項目番号17「施設使用料等の定期的な検証」、項目番号28「事務委託化等の推進」					
担当課	企画政策課、文化振興課、スポーツ振興課、道路管理課					

実施項目	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）				項目番号	30
取組の目的	団体を取り巻く環境の変化に対応した自立した経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。					
取組内容	市の福祉施策を踏まえ、事業や運営に関する基本方針等の策定を要請し、経費削減、定員管理の適正化、自主財源の拡充を図る。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	基本方針の検討・策定の要請、補助金の抑制	基本方針に基づく取組要請、補助金の抑制▶	
備考						
担当課	生活福祉課					

実施項目	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）				項目番号	31
取組の目的	団体を巻き込む環境の変化に対応した自立的な経営を実現し、市からの財政支出を抑制する。					
取組内容	中長期的な事業計画の見直しを要請し、就業率の向上などにより、自主財源の拡充を図る。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	事業計画見直しの要請、補助金の抑制	自主財源の拡充補助金の抑制	◆……………→			
目標数値			50%		55%	
備考	【目標数値】民間からの受注比率（平成20年度実績：45.3%）					
担当課	生活福祉課					

実施項目	保育園の民間委託				項目番号	32
取組の目的	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。					
取組内容	各保育園の機能や保育施策の全体方針を踏まえ、関係者への説明を十分に行いながら、保育園の民間委託を計画的に進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	ほうやちょう保育園・（仮称）ひばりが丘団地内保育園の民間委託業者選定・引継ぎ	ほうやちょう保育園・（仮称）ひばりが丘団地内保育園の民間委託開始	ひがしふしみ保育園の民間委託業者選定・引継ぎ	ひがしふしみ保育園の民間委託開始	芝久保保育園の民間委託業者選定・引継ぎ	
目標数値		5園		6園		
備考	【目標数値】委託化保育園累計数（平成21年度実績：3園） 【関連項目】項目番号28「事務委託化等の推進」					
担当課	保育課					

実施項目	児童館・学童クラブの民間委託				項目番号	33
取組の目的	民間活力を導入し、事業の効率化とサービスの向上を図る。					
取組内容	児童館を機能別に整理したうえで、関係者への説明を十分に行いながら、児童館・学童クラブの民間委託を計画的に進める。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	ひばりが丘・下保谷の児童館・学童クラブの民間委託業者選定・引継ぎ	ひばりが丘・下保谷の児童館・学童クラブの民間委託開始	検討	◆……………▶		
目標数値		児童館2・学童7				
備考	【目標数値】児童館・学童クラブ事業委託化累計数（平成21年度実績：学童クラブ4施設） 【関連項目】項目番号28「事務委託化等の推進」					
担当課	児童青少年課					

実施項目	公民館の運営体制の見直し				項目番号	34
取組の目的	公民館機能の充実と運営の効率化を図る。					
取組内容	より効率的・効果的な事業執行に向けて、嘱託職員（専門員）の能力を有効活用できる職員体制を検討し、運営体制の見直しを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	運営体制検証	運営体制検証・評価、見直し検討	運営体制見直し実施	◆……………▶		
備考						
担当課	公民館					

実施項目	図書館の運営体制の見直し				項目番号	35
取組の目的	図書館機能の充実と運営の効率化を図る。					
取組内容	より効率的・効果的な事業執行に向けて、ICタグシステム*の活用や事務の委託化など、運営体制の見直しを行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	ICタグシステムの活用	運営体制見直し検討	運営体制見直し実施▶		
目標数値			95%		98%	
備考	【目標数値】中央図書館自動貸出機の稼働率（平成20年度実績：50%）					
担当課	図書館					

実施項目	協働*の促進に向けた環境整備				項目番号	36
取組の目的	多様な活動主体との協働により地域課題を解決し、市民サービスの向上を図る。					
取組内容	新たな協働事例のコーディネートに取り組むなど、市民協働推進センター事業の充実を図る。 協働の推進に向けた職員の意識を醸成し、協働事業の促進を図る。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	庁内・関係機関との調整、実施▶				
目標数値			85件		90件	
備考	【目標数値】NPO等との協働事業件数（平成20年度実績：75件） 【関連項目】項目番号28「事務委託化等の推進」					
担当課	協働コミュニティ課					

実施項目	地域コミュニティとの連携のあり方の検討				項目番号	37
取組の目的	地域コミュニティによるまちづくりを推進する。					
取組内容	防犯・防災・見守りなどの地域課題に主体的に取り組む地域コミュニティとの連携のあり方を検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	調査・検討	調整・実施	◆.....→			
備考						
担当課	協働コミュニティ課					

推進項目(2) 市民目線による事務改善・効率化

市民の要望・意見を適切に把握できる仕組みづくりを進めるとともに、費用対効果やサービス向上の観点から、継続的な事務改善・効率化に取り組みます。

実施項目	証明書等発行事務の利便性向上				項目番号	38
取組の目的	市民の利便性を向上させるとともに、窓口の混雑を緩和する。					
取組内容	住民票等自動交付機の設置場所ごとの利用状況や市民ニーズを踏まえ、適正配置を推進する。 郵便局やコンビニエンスストアにおける証明書等の発行について、調査研究を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	配置検討・準備 発行方法の調査研究	適正配置実施	適正配置検証 発行方法の検討	◆……………◆	……………◆	
目標数値			65%		69%	
備考	【目標数値】自動交付機利用率（自動交付機発行枚数/総発行枚数。平成20年度実績51.7%）					
担当課	市民課					

実施項目	はなバス*事業の見直し				項目番号	39
取組の目的	市民の利便性向上やバス運行業務の効率化を図る。					
取組内容	交通会議での検討結果を踏まえ、運行ルートを見直すとともに経費を抑制する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	見直し実施	検証	見直し検討	検討・調整	見直し実施	
目標数値			70円		60円	
備考	【目標数値】利用者一人当たり公費負担額（平成20年度実績：約79円）					
担当課	都市計画課					

実施項目	市民の声の庁内共有と活用の推進				項目番号	40
取組の目的	市民の声（提案、意見、要望等）を庁内で共有し、事業執行に活用する。					
取組内容	市民意見等の活用に関する統一基準の周知徹底を行い、市民の声の庁内共有を一層促進する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	制度基準の周知、 制度運用	検証・実施	◆.....▶			
備考						
担当課	秘書広報課					

実施項目	市民意識調査の実施				項目番号	41
取組の目的	市民ニーズや市民満足度等を把握し、市政運営に活用する。					
取組内容	施策評価や次期総合計画をはじめとする各種計画の基礎資料として市政運営に活用するため、市民意識調査を定期的を実施する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	意識調査実施・施策評価に活用		意識調査実施、施策評価・総合計画策定に活用	次期総合計画策定に活用		
目標数値	50%		50%			
備考	【目標数値】市民意識調査票の回答率（平成19年度実績：48.6%） 【関連項目】項目番号1「施策評価制度の効果的運用」					
担当課	企画政策課					

実施項目	市民参加*制度の充実				項目番号	42
取組の目的	市民の参加状況の向上を図り、より効果的に事業執行に市民の視点を取り入れる。					
取組内容	電子アンケートや電子会議室など、ICTを活用した市民参加手法を推進する。 より多くの人に参加できる新たな市民参加の仕組みを検討する。 リーフレット等により市民参加制度の周知を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	ICT活用推進・市民参加手法の検討・実施▶	
備考						
担当課	企画政策課、秘書広報課					

推進項目(3) 成果を重視した組織運営体制の整備

課題に対して主体的に対応できる機能的な組織のあり方について継続的に検討するとともに、目標達成に向けた職員の意欲と能力を有効に活用できる人事制度の確立に取り組みます。

実施項目	継続的な組織再編の検討				項目番号	43
取組の目的	新たな地域課題や市民ニーズに的確に対応できる、自主性や主体性を発揮しやすい機能的な組織機構を構築する。					
取組内容	迅速な意思決定や機動性ある対応、庁内分権、関係部局間の連携強化に資する成果重視の組織機構・執行体制の構築に向けて検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	組織改正実施	検証	検討・調整	◆……………▶		
備考	【関連項目】項目番号3「予算制度改革」					
担当課	企画政策課					

実施項目	成果を重視した人事考課制度の運用				項目番号	44
取組の目的	職員の職務に対する意欲増進を図り、成果向上につなげる。					
取組内容	能力・業績重視の人事考課制度を適正に運用するとともに、勤務評定結果を給与等へ反映する仕組みを確立する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	給与等への反映手法の検討・調整	一部導入	検証・導入対象拡大	◆……………▶		
備考						
担当課	職員課					

実施項目	職員の有効活用				項目番号	45
取組の目的	意欲ある職員が能力を最大限に発揮できる職員配置を行う。					
取組内容	今後の委託化等の状況を踏まえ、技能労務職から一般行政職への任用替えを積極的に進める。 公募制人事、再任用職員の有効活用など、職員の能力、経験、実績等を的確に反映できる人事制度の検討を行う。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	人事制度の検討◆任用替え試験の実施	任用替え試験の実施▶	
備考	任用替え試験：2年ごとに実施					
担当課	職員課					

推進項目(4) 市の役割の高度化に備えた対応力の強化

地方分権の進展による市の役割の高度化や制度改変に備え、職員の専門性・政策立案能力の向上などの観点から職員研修等の能力開発支援の充実を図るとともに、他団体との広域的な協力関係の強化などの体制の整備を進めます。

実施項目	職員研修・能力開発支援の推進				項目番号	46
取組の目的	高度化・多様化する行政需要を的確に捉え、事務事業を効率的に執行する職員の能力開発を支援するとともに、人材育成の仕組みを強化する。					
取組内容	職場のニーズを踏まえ、職務の遂行に必要な研修を計画的に実施する。 OJT（職場内研修）の推進に関する管理職等への研修を実施する。 新規採用職員の指導育成に関する管理職・育成担当者への研修を実施する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	研修実施計画の検討・実施					
備考						
担当課	職員課					

実施項目	市の役割拡大に対応した職員の能力開発				項目番号	47
取組の目的	地方自治体の役割拡大による業務の専門化・高度化に対応できるよう、職員のスキルアップを図る。					
取組内容	職員の政策立案能力の向上を目指して、政策法務研修の充実を図る。 地域主権の推進に対応できるよう、専門性・特殊性のある能力を開発する仕組みについて検討する。					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	法制執務研修、政策法務研修の実施					
備考						
担当課	職員課					

実施項目	地方分権改革への対応				項目番号	48
取組の目的	新たな地方分権の動きに対応した取組みを進める。					
取組内容	<p>地方分権改革（地域主権の確立）の動向を把握し、制度改変に対応した市の取組みを検討する。</p> <p>基礎的自治体の役割拡大に対応できるよう、これまでの取組みを踏まえ、広域連携のさらなる推進に向けて検討する。</p>					
年度目標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	動向把握・検討・実施▶				
備考						
担当課	企画政策課					

資 料

第2次行財政改革の総括	55
西東京市行財政改革推進委員会条例	63
西東京市行財政改革推進委員会委員名簿	64
「西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)」	65
西東京市行財政改革推進本部要綱	66
第3次行財政改革大綱策定経過	67
用語解説(50音順)	68

第2次行財政改革の総括

1 これまでの取組方針

平成17年度に策定した第2次行財政改革大綱「地域経営戦略プラン」では、改革の必要性を以下の4点に整理しています。

子育て支援、保健・医療・福祉等の高齢者に対するサービス、都市の持続的発展の基盤となる社会資本の整備など、「行政需要の量的・質的拡大への対応」
NPO等の新たな公的サービスの担い手の登場や、指定管理者制度の創設による民間部門を活用できる幅の広がりによる「行政サービスの主体の多様化」
地域や市民の満足度の高い公共サービスを実現していくための、政策立案主体、経営主体としての手腕が問われる「地方分権時代の行政運営」
山積する行政課題への的確な対応に向けた、国への財源移譲の要求や、国・都からの財政支援に依存しない自立した行財政運営の早期確立による「財政基盤の強化」

こうした中で、以下の3つの基本方針のもと、改革の実現に向けた推進項目を設定し、個別実施項目ごとの取組みを実施してきました。

基本方針：市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供
(推進項目)市民の利便性向上、民間活力の積極的な導入・協働の推進
事務事業・補助金の総点検、公共施設の見直しと適正配置
基本方針：自立した都市としての強固な財政基盤の確立
(推進項目)内部管理コストの削減、歳入の確保、受益者負担の適正化
基本方針：改革の推進力の持続・強化
(推進項目)組織機構の改革、人事・給与制度改革、政策検証機能の強化
構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用
市民と行政との情報の共有化

また、改革の達成状況を財政面から多角的・総合的に評価するため、以下の5つの財政指標を評価指標として設定しています。

平成21年度までの目標値

経常収支比率	87.0%を超えない
実質経常収支比率	97.0%を超えない
基礎的財政収支(プライマリーバランス)	黒字化
市債現在高倍率	154.7%を超えない
財政調整基金現在高比率	10.0%程度を維持

2 成果と課題

財政指標の達成状況、改革の必要性を踏まえた実施項目の取組状況という2つの観点から、成果と課題について整理します。

(1) 財政指標の達成状況

財政効果額（累積）については、
4年間で目標額88億円に対し、約84億円の財政効果

5つの指標については、
経常収支比率及び実施経常収支比率は、目標達成できない見込み
その他3指標については、比較的良好な水準を維持

経常収支比率の目標を達成するには、平成18年度から平成21年度までの4年間で約88億円の財政効果が必要と推計していました。4年間の取組みにより、それに近い80億円を超える財政効果を生み出すことはできましたが、新たな行政需要の増加や、特別会計への赤字繰出が依然として大きいことなどから、経常収支比率及び実質経常収支比率の改善には至っておらず、目標の達成は困難であると見込まれます。

市民サービスの維持・向上を図るためには、経常収支比率を一定の範囲におさめて自由に使うことのできる財源を確保することが必要であり、改善に向けた取組みの強化が必要となっています。

一方、財政構造の健全性や中長期的財政運営の健全性を表す基礎的財政収支、市債現在高倍率、財政調整基金現在高比率については、比較的良好な値を維持しています。

しかし、市債現在高が微増していることや、毎年度当初予算において多額の財政調整基金を取り崩しており、その後の調整で基金残高の回復を図っていることなど、予断を許さない事情もあり、引き続き市債や基金に関する適正な管理が必要です。

	20年度決算値(21年度目標値)	成果()と課題()
経常収支比率	92.0% (87.0%を超えない)	経常収支比率の改善
実質経常収支比率	100.9% (97.0%を超えない)	実質経常収支比率の改善
基礎的財政収支	黒字(黒字化)	基礎的財政収支の黒字化
市債現在高倍率	149.0% (154.7%を超えない)	適正な市債管理
財政調整基金現在高比率	11.2% (10.0%程度を維持)	財政調整基金の確保

年度別・体系別の財政効果内訳

経常：経常収支比率の改善に寄与する財政効果額

経常以外：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の収支の改善に寄与する財政効果額

：経常収支比率の改善に寄与する財政効果を上げた取組

：経常収支比率の改善に寄与しないものの、市全体の改善に寄与する財政効果を上げた取組

単位：百万円

プランの実 施体系	市民の満足と納得を得られる 行政サービスの提供			自立した都市としての強固な財政基盤の確立				改革の推進力の 持続・強化		その他		合 計	
	民間活力の積 極的な導入・協 働の推進	事務事業・補助 金の総点検	小計	内部管理コスト の削減	歳入の確保	受益者負担の 適正化	小計	政策検証機能 の強化	小計		小計		
18年度(決 算ベース) の財政効果 額 (17年度取組 の効果)	保育園の民 間委託(18)	事務事業の 総点検(313) 塵芥収集車 等の購入抑制 等(20)		職員数の削 減(100)	徴収率の向 上(204) 未利用市有 地の処分 (291)	国民健康保 険料の限度額 の改定(24)					市町村総合 交付金創設、 診療・介護報 酬改定(152) 診療・介護 報酬改定(国 保)、税制改 正(131)		
経常	18	313	331	100	204	0	304	0	0	0	152	152	787
経常以外	0	20	20	0	291	24	315	0	0	0	131	131	466
うち単年度効果額	0	0	0	0	291	0	291	0	0	0	0	0	291
小計	18	333	351	100	495	24	619	0	0	0	283	283	1,253
19年度(決 算ベース) の財政効果 額 (18年度取組 の効果)	学童クラブ の民間委託 (1)	事務事業の 総点検による 事業の見直し 等(11) 図書館シス テムの再リ ース(17)		職員数の削 減(159)、情報 システム最適 化(15)、施設 維持管理費・ 委託料の削減 (4)	市HPの有 料広告掲載収 入(3) 未利用市有 地の処分(単 年度効果：16)	施設使用料 等改定(19)、 家庭ごみ有料 化(261)、学童 クラブ育成料 等見直し(4) 下水道使用 料改定(86)		行政評価に よる事業見 直し等(124)					
経常	1	11	12	178	3	284	466	124	124	0	0	0	602
経常以外	0	17	17	0	16	86	102	0	0	0	0	0	119
うち単年度効果額	0	17	17	0	16	0	16	0	0	0	0	0	33
小計	1	28	30	178	20	370	568	124	124	0	0	0	722
20年度(決 算ベース) の財政効果 額 (19年度取組 の効果)	指定管理者 制度の積極的 な活用(47)、 学童クラブ の民間委託 (2)	事務事業の 総点検による 事業の見直し 等(36) 事務機器等 の再リ ース(82)		職員数の削 減(141)、公共 施設維持管理 コストの削減 (4)	市HP、図 書館HPの有 料広告掲載収 入(1) 未利用市有 地の処分(9)	施設使用料 新設(0)、使用 料等改定(H19 差額)(13)、保 育料改定(46) 下水道使用 料改定(H19差 額)(73)		行政評価に よる事業見 直し等(94) 行政評価に よる事業見 直し等(21)		繰上償還 (一般会計分) (2) 繰上償還 (下水道会計 分)(232)			
経常	49	36	85	145	1	60	206	94	94	2	2	2	387
経常以外	0	82	82	0	9	73	82	21	21	233	233	417	
うち単年度効果額	0	82	82	0	9	0	9	0	0	0	0	0	91
小計	49	118	167	145	10	133	288	115	115	235	235	804	
21年度(予 算ベース) の財政効果 額 (20年度取組 の効果)	保育園の民 間委託(31)	事務事業の 総点検による 事業の見直し 等(7) 事務機器等 の再リ ース(92)		職員数の削 減(27)、公共 施設維持管理 コストの削減 (14)	未利用市有 地の処分 (107)			行政評価に よる事業の 見直し等(29)		繰上償還 (一般会計分) (8) 繰上償還 (下水道会計 分)(294)			
経常	31	7	38	41	0	0	41	29	29	8	8	8	116
経常以外	0	92	92	0	107	0	107	0	0	294	294	493	
うち単年度効果額	0	92	92	0	107	0	107	0	0	0	0	0	199
小計	31	99	130	41	107	0	148	29	29	302	302	609	
行革全体の 効果額の累 計	204	1,635	1,839	1,265	1,250	1,472	3,990	631	631	1,904	1,904	8,362	
経常収支比率 改善寄与する 効果額	204	1,364	1,568	1,265	827	972	3,067	589	589	620	620	5,844	
経常収支比率 改善に寄与し ない効果額	0	271	271	0	423	500	923	42	42	1,284	1,284	2,518	

各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

(2) 実施項目の取組状況

行政需要の量的・質的拡大への対応

行政サービスの利便性・効率性の向上を目指し、ワンストップサービス*やマルチペイメントの導入などの事務改善や、民間部門の専門性を活かした業務の委託化などを実施してきました。

また、定員適正化、施設維持管理の見直しなどによる内部管理コストの削減や、有料広告の導入等による歳入確保、各種使用料・手数料等の見直しも進めてきました。

一方で、市税や保険料等の徴収部門間の連携については、個人情報保護などの検討課題があり、具体的な取組みは実施できませんでした。

また、国民健康保険や下水道事業についても、見直しを進めてきたものの、一般会計からの基準外繰出金は依然として多額となっています。

これらは、短期間で解決できる問題ではないことから、さらなる改善に向けた努力が必要です。

成果（ ）	課題（ ）
ワンストップサービスの導入などによる利便性の向上 定員適正化計画に基づく職員数の削減（平成21年度までに300人程度） 専門家の評価・分析に基づく施設維持管理の適正化 契約・入札制度や情報システムの効率化 市ホームページ等への有料広告の導入 基本方針に基づく使用料・手数料等の定期的な見直し	市民サービスのあり方の検証を踏まえた事務改善 一般会計から国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への基準外繰出金の抑制 市税・保険料等の徴収部門の連携による徴収率向上

行政サービスの主体の多様化

定型的・専門的業務や施設運營業務等を中心に、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の導入などを推進し、経費削減やサービスの向上に努めてきました。

今後は、市の業務を民間団体等が担うことのメリット・デメリットや留意点などを整理したうえで、市の業務・事務事業全般について民間部門の活用が可能かどうか、全庁的に検証を行うことで、民間の知識や発想、ノウハウ等を有効に活用できる分野をさらに拡大していくことが必要です。

成果（ ）	課題（ ）
文化・スポーツ施設における指定管理者制度の導入 保育園・学童クラブ等の民間委託	民間活力導入に向けた市の業務・事務事業全般に関する検証

地方分権時代の行政運営

組織の見直しや政策検証機能の強化など、改革を継続的に推進するための全庁的な体制の整備を進めてきました。また、情報公開を前提とした市民参加手続きの実施など、市民からの要望を把握し、市政に取り入れるための仕組みづくりも実施してきました。

社会経済環境の変化を踏まえた市政運営の見直しという観点からは、引き続き改善に向けた努力が必要です。また、市民参加の実績をみると、必ずしも幅広い層の市民の意見を取入れることができておらず、周知方法や実施方法などを工夫していく必要があります。

成果（ ）	課題（ ）
機能性や効率性を重視した組織再編 能力開発や業績を重視した人事・研修制度の実施 事務事業総点検・行政評価制度の実施による約13億円のコスト削減 財政白書*、事務報告書*、出前講座などによる市政情報の公表 市民参加制度の運用	継続的な組織再編の検討 効果の検証を踏まえた行政評価制度の機能性の向上 市民参加制度の実効性の向上

財政基盤の強化

行政評価などを活用しながら、事業の効率化・適正化に取り組んできましたが、人件費以外の面では必ずしも十分な財政効果が出ていません。

特に、「新市建設計画*」の中で示している地域で機能が重複している公共施設の統合整備については、施設白書や公共施設保全計画の策定を通じて現状や課題の把握は行ったものの、施設ごとの具体的な取組みはこれからの課題となっており、経費削減効果には繋がっていません。

強固な財政基盤を確立するには、ソフト事業や施設維持管理面の改善を中心とする従来の取組みでは限界があり、人件費や各種事業費などとも関連の深い公共施設のあり方自体を見直していくことが必要です。

成果（ ）	課題（ ）
施設白書の作成 公共施設保全計画*の策定	公共施設の統合整備に向けた施設ごとの具体的な取組み

3 第2次行財政改革大綱実施項目別の達成状況

基本方針 市民の満足と納得を得られる行政サービスの提供

推進項目	項目番号	実施項目	達成状況	今後の取扱い	備考
(1)市民の利便性向上	1	ワンストップサービス（総合窓口）の導入		定着	H19年7月導入開始
	2	フロアマネージャー（案内人）の配置		定着	両庁舎で導入済
	3	手続のオンライン化（電子化）の推進		再構築	システム最適化に統合し、再構築
	3-2	コンビニ納付・マルチペイメントの導入		定着	H21年1月から段階的に導入済
	4	電話受付体制の見直し		定着	H19年7月ダイヤルイン導入・電話交換手削減
	5	住民票等自動交付機の利便性向上		継続	一部見直し済、継続的に検討を進める
(2)民間活力の積極的な導入・協働の推進	6	指定管理者制度の積極的活用		再構築	一部導入済、継続的に実施する
	7	求人情報等の提供		終了	H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外
	8	財政支援団体の見直し（文化・スポーツ振興財団）		終了	H21年3月財団解散
	8-2	財政支援団体の見直し（社会福祉協議会）		継続	継続的に取り組む
	8-3	財政支援団体の見直し（シルバー人材センター）		継続	継続的に取り組む
	9	保育園の民間委託		継続	一部導入済 継続的に検討を進める
	10	児童館・学童クラブ運営の見直し		継続	一部導入済 継続的に検討を進める
	11	公民館事業の見直し		再構築	H20年度庁内検討委員会まとめ
	12	図書館事業の見直し		再構築	H19年度協議会提言、20年度基本計画・展望計画
	13	協働の促進に向けた環境整備		継続	H21年3月ゆめこらぼ開設
13-2	事務委託化等の推進		継続	H19年度追加項目	
(3)事務事業・補助金の総点検	14	事務事業・補助金の総点検		定着	事務事業評価にて実施
(4)公共施設の見直しと適正配置	15	公共施設の適正配置・有効活用		継続	施設白書、施設台帳作成
	16	学校施設の適正配置		継続	基本方針作成
	16-2	菅平少年自然の家のある方の検討		継続	H19年度追加項目
	16-3	市営住宅のある方の検討		継続	H19年度追加項目

基本方針 自立した都市としての強固な財政基盤の確立

推進項目	項目番号	実施項目	達成状況	今後の取扱い	備考
(1) 内部管理コストの削減	17	新たな定員適正化計画の策定		継続	H19年12月第2次計画策定
	18	業務内容に即した勤務時間の設定		終了	H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外
	19	公共施設保全計画の策定		終了	H21年3月保全計画策定
	20	公共施設維持管理コストの削減		継続	一部実施 継続的に実施する
	21	投票区の見直し		再構築	投票区の一部見直し実施
	22	情報システムの最適化*		継続	事業実施中
	23	契約・入札制度の改善		継続	電子入札の対象範囲拡大
(2) 歳入の確保	24	市刊行物の有償頒布基準の策定		終了	H19年8月基準策定済
	25	有料広告掲載の検討		継続	H18年度から実施中 継続的に取組む
	26	未利用市有地の処分・有効活用		継続	実施中 継続的に取組む
	26-2	法定外公共物の適正な管理・処分		継続	H19年度追加項目
	27	徴収率の向上（市税）		継続	継続的に実施 共同処理の検討
	27-2	徴収率の向上（国民健康保険料）		継続	継続的に実施 共同処理の検討
	27-3	徴収率の向上（介護保険料）		継続	継続的に実施 共同処理の検討
	27-4	徴収率の向上（保育料）		継続	継続的に実施 共同処理の検討
	27-5	徴収率の向上（学童クラブ育成料）		継続	継続的に実施 共同処理の検討
(3) 受益者負担の適正化	28	使用料・手数料の適正化		継続	継続的な実施必要
	29	公共施設駐車場使用料の適正化		継続	敷地整備にあわせ検討
	30	市民健康診査等の受益者負担の検討		再構築	受診率向上が課題
	31	保育料の見直し		継続	段階的な改定実施
	32	学童クラブ育成料の見直し		継続	H19年度子ども福祉審議会により改定なし
	33	家庭ごみの有料化		終了	H20年1月実施済
	34	行政財産使用料の適正化		定着	旧市不均衡是正（H18年度見直し適用）
	35	国民健康保険特別会計の健全化		継続	法定外繰入の抑制
	36	下水道特別会計の健全化		継続	繰上げ償還実施 法定外繰入の抑制

基本方針 改革の推進力の持続・強化

推進項目	項目番号	実施項目	達成状況	今後の取扱い	備考
(1)組織機構の改革	37	目標管理制度の導入		定着	H19年度導入済
	38	政策決定方式の再構築		定着	H18年度実施済
	39	機能的・効率的な組織編成		定着	H19年7月、22年4月組織改正
	40	リスクマネジメント（危機管理）体制の強化		定着	H19年7月組織改正により危機管理室設置
(2)人事・給与制度改革	41	職員提案制度の効果的運用		終了	提案を随時調整する体制に移行し除外
	42	人事考課制度の適正な運用		継続	H19年度導入済
	43	普通昇給停止年齢の見直し		終了	H19年度検討の結果、人事政策の動向から除外
	44	研修・能力開発支援の充実		継続	継続的に検討を進める
	45	職種換の導入		再構築	H19年度制度化
	46	採用形態の多様化		終了	H19年度検討の結果、実施困難と判断し除外
	46-2	給与体系の見直し		定着	H20年4月実施済 19年度追加項目
(3)政策検証機能の強化	47	行政評価制度の効果的運用		継続	事務事業実施、施策評価試行
	48	予算制度改革		再構築	施策評価との連携
	49	政策法務機能の強化		定着	例規システム導入、法務研修実施
(4)構造改革特区等の認定制度の活用	50	構造改革特区・地域再生計画の認定制度の活用		再構築	他の方策を含めて再構築
(5)市民と行政との情報の共有化	51	市民にわかりやすい行政情報の公表（財政白書等）		定着	H17年8月以降例年実施
	51-2	市民にわかりやすい行政情報の公表（事務報告書）		定着	記載統一、HP公表
	52	電子会議室の設置		再構築	H18年4月導入済
	53	市民の声の庁内共有と活用		継続	H19年2月制度化 効果的な運用を進める
	54	出前講座の実施		定着	実施中 検証しつつ改善を図る
	55	市民意識調査の実施		継続	H19年7月実施

《達成状況》

- ：一定の成果を得た項目
- △：取組中または取組みが不十分な項目
- ×：取組みが進んでいない項目
- ◇：取組項目の見直しが必要な項目

《今後の取扱い》

- 継続：基本的に現行の取組内容・方法で第3次行財政改革大綱で継続的に取り組む項目
- 再構築：現行の内容・方法を見直して第3次行財政改革大綱で取り組む項目
- 定着：長期にわたる取組みなどで、今後も継続するが、改革の方向が定着し、第3次行財政改革大綱による進行管理の必要のない項目
- 終了：目標年度を達成した項目又は検討を終了した項目

西東京市行財政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するため、西東京市行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

2 委員会は、市長から行財政改革の推進状況について報告を受けるとともに、市長に対し必要な助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 3人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月25日条例第37号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

西東京市行財政改革推進委員会委員名簿

氏 名	職 業 ・ 所 属	備 考
あさお ゆたか 浅尾 裕	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 労働政策研究所 主席統括研究員	
いまい ふみお 今井 文男	公募市民	
おかだ ゆたか 岡田 豊	みずほ総合研究所(株) 調査本部政策調査部 主任研究員	
かとう うたみ 加藤 うたみ	公認会計士	
すずき かずあき 鈴木 一秋	公募市民	
すずき じゅんこ 鈴木 純子	公募市民	
よこみち きよたか 横道 清孝	政策研究大学院大学教授	委員長
よしだ たみお 吉田 民雄	東海大学大学院政治学研究科研究科長 政治経済学部教授	副委員長

(五十音順 敬称略)

「西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)」

20 西企企第 333 号
平成 21 年 1 月 21 日

西東京市行財政改革推進委員会
委員長 横道 清孝 様

西東京市長 坂 口 光 治

西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問)

西東京市では、平成 13 年 1 月の合併以来、二次にわたる行財政改革大綱を策定し、限られた行政資源を有効活用した効率的な行政体制を目指して、積極的に行財政改革に取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化や経済の低成長、さらには、合併に伴う国や都からの財政支援の縮減などを背景として、市を取り巻く財政状況は一層厳しくなっております。また、地方分権が進展する中、行政と市民、民間部門の役割分担も見直されてきています。

こうした社会情勢の中、将来にわたり安定した行政運営を行い、市民サービスの向上を図っていくためには、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められているものと考えております。

来年度は、現行の行財政改革大綱の最終実施年度に当たります。そこで、これまでの取り組みの成果と課題を十分に検証した上で、地域の実情を踏まえた新たな行財政改革大綱を速やかに策定し、多様化する行政需要に的確に対応できる自立した自治体経営の実現に努めてまいりたいと存じます。

つきましては、西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について諮問いたしますので、よろしくご教示くださるようお願いいたします。

西東京市行財政改革推進本部要綱

第1 設置

西東京市における行財政改革を推進するため、西東京市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2 所掌事項

本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

第3 組織

本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、企画部長、総務部長、危機管理室長、市民部長、福祉部長、子育て支援部長、生活環境部長、都市整備部長、市街地再開発等担当部長、教育部長及び教育部特命担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 前各項に定める者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を臨時本部員にすることができる。

第4 本部長及び副本部長

本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ指定された副本部長が、その職務を代理する。

第5 会議

会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

第6 部会

本部長は、所掌事項に係る調査研究その他作業を行うため必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 前項の部会の組織、運営等については、本部長が別に定める。

第7 庶務

本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

西東京市第3次行財政改革大綱策定経過

日付	行財政改革推進委員会 / 市民参加手続	行財政改革推進本部
平成21年 1月21日	平成20年度 第5回会議 西東京市行財政改革推進に当たっての基本方針について(諮問) 行財政改革推進委員会のスケジュールについて 地域経営戦略プランの達成状況	
2月20日	平成20年度 第6回会議 第3次行財政改革大綱策定に向けた市内公共施設の状況把握について	
4月23日	平成21年度 第1回会議 第3次行財政改革大綱策定に向けた市内公共施設の視察	第2次行革大綱 実施状況調査
5月8日		平成21年度 第1回会議 第3次行財政改革大綱の策定に向けた検討について
5月15日	平成21年度 第2回会議 第2次行財政改革の総括について 西東京市の概況について	
6月22日		平成21年度 第2回会議 事務委託化等の推進について
6月30日	平成21年度 第3回会議 これまでの改革の取組状況について 第3次行財政改革の方向性について	
7月24日	平成21年度 第4回会議 第3次行財政改革の方向性について 第3次行財政改革の指標について	
8月27日	平成21年度 第5回会議 西東京市の概況について 第3次行財政改革の方向性について	
10月6日		平成21年度 第3回会議 今後の会議日程について
10月8日	平成21年度 第6回会議 西東京市の概況について 第3次行財政改革の方向性について	
10月27日	平成21年度 第7回会議 第3次行財政改革の方向性について	
11月10日	答申の手交	
11月17日		平成21年度 第5回会議 行財政改革推進委員会からの答申の報告について 第2次行財政改革の総括について (仮称)第3次行財政改革大綱の策定方針について
平成22年 1月15日	平成21年度 第8回会議 第3次行財政改革大綱素案について	12/18-26 各部ヒアリング実施
1月19日		平成21年度 第6回会議 第3次行財政改革大綱策定スケジュールについて 第3次行財政改革大綱(素案)について
1月21日 ~2月19日	パブリックコメントの実施	
2月5日	市民説明会の開催	
2月23日	平成21年度 第9回会議 第3次行財政改革大綱案について	
3月8日		平成21年度 第7回会議 第3次行財政改革大綱(案)について
3月29日		平成21年度 第8回会議 第3次行財政改革大綱(案)について

用語解説（50音順）

あ行

* IC タグシステム

IC タグに登録した情報を管理するネットワークやコンピュータを含めたシステム全体のこと。西東京市では、情報を記録する IC チップ（集積回路）と無線通信用アンテナを組み合わせた小さなタグ（札）を本、CD 等に付け、電子的に識別できるようにした図書館管理システムを平成 20 年 6 月から導入し、本、CD の管理及び自動貸出機による貸出手続きを行っている。

* 一般会計

下水道特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計を除く、税収入を主な財源とする地方公共団体の根幹となる会計の区分であり、いわゆる市の会計といえば市民サービスの大半を取り扱っているこの会計を意味する。

* インセンティブ

各部局の創意工夫による経費節減や財源確保を評価し、一定額を翌年度予算の配分に加算する予算編成方式のこと。事業部門の改善努力を予算編成に反映させることで、事業執行の効率化への意欲を向上させることを目的としている。

* エコアクション 21

環境省が中小事業者向けに構築した環境マネジメントシステムのこと。温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、水道使用量の削減が必須項目となっている。市内事業者である西東京市では、庁舎他の環境負荷削減及び環境保全事業の推進のため、「エコアクション21」規格に基づき、環境方針を定め、環境負荷の低減及び環境保全事業に取り組んでいる。

* N P O

民間非営利団体と訳される、自発的に社会的活動をする営利を目的としない組織・団体のことで、Non Profit Organization の略称。なお、N P O 法人とは、平成 10 年 12 月から施行された特定非営利活動促進法（N P O 法）に基づいて認証される法人で、平成 21 年 8 月現在、全国の N P O 法人数は約 38,000 となっている。

か行

* 基準外繰出金

国民健康保険事業や下水道事業などに対して法定基準を超えて一般会計から補てんされる金額のこと。独立採算制の考え方から、これらの事業に必要な経費は当該事業の収入や法令で定められた国や都からの支出金等で運営することが原則であるが、西東京市では、これらの歳入で不足する分を市の一般会計からの繰出金により補填している。

* 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

歳入・歳出予算から、市債借り入れと元利償還金の影響を取り除いた収支のこと。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、これらを除く基礎的財政収支は、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわしている。財政構造の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 行政評価制度

政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から、統一的な基準によって評価するもの。行政の目標を設定して成果を分析することで、成果重視の行政の実現につながる。

* 協働

公共サービスの企画や実施に関して、行政と市民、NPO、企業、大学などが対等のパートナーとして互いの立場を尊重しながら、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

* 経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的な収入で市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）に対する、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源）の割合。一般的に70～80%が適正水準といわれている。財政構造の弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 下水道事業特別会計

公営企業である下水道事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して下水道料金を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

* 公共施設保全計画

西東京市内の公共施設について、施設の長寿命化、維持管理費の削減、財政負担の平準化を図るため、経過年数や劣化度等から中長期的な計画保全の実施時期と経費の推計を示したもの。

* 国民健康保険特別会計

公営事業である国民健康保険事業について、一般会計とは区分して経理したもの。本来独立採算制を適用して保険料を中心として収支均衡を図るべきものだが、西東京市の場合は支出を収入で賄いきれず、一般会計からの多額の繰出金が必要となっている。

さ行

* 財政白書

西東京市の財政状況を公表するためにわかりやすくまとめた冊子。平成17年度から毎年発行している。

* 財政調整基金

地方財政法で設置が義務付けられている、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。財源不足時の穴埋め、災害対策、緊急に必要となった公共事業等、財産取得、地方債の繰上げ償還の場合に取り崩すことができる。

* 財政調整基金現在高比率

標準財政規模に対する財政調整基金現在高の割合を示すもの。中長期的な視点での財政運営の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 三位一体の改革

地方分権の一環として国と地方との財源構造を改革する動き。国からの補助金の見直し、地方交付税の見直し、国から地方への税源移譲という三つの改革を同時に行うという意味で「三位一体の改革」と呼ばれる。

* 施策評価

行政評価制度のうち、事務事業のまとめりである施策を単位として評価し、施策の達成状況や有効性から成果を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図るというもの。西東京市では、平成 21 年度に試行的に実施し、平成 22 年度から導入する予定である。

* 市債現在高倍率

標準財政規模に対する市債の残高の割合を示すもの。将来負担の健全性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 施設白書

公共施設の見直しと適正配置に向けた基礎的な資料として、平成 19 年 10 月に西東京市内の各施設の現状と課題をまとめたもの。

* 実質経常収支比率

経常収支比率の算定に含まれない特別会計への繰出金を、実質的な経常経費とみなして算定要素に含めた場合の経常収支比率。財政構造の実質的な弾力性を判断するため、地域経営戦略プランの評価指標の一つになっている。

* 指定管理者制度

平成 15 年の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を公共セクターに限らず、民間事業者や N P O 法人などに委任できるというもの。民間の効率的手法を導入することにより、コスト削減とサービスの向上を図ることが目的となっている。

* 市民参加

市の政策形成段階に市民の意向を反映させ、まちづくりを行っていくこと。西東京市では平

成 14 年 10 月 1 日に、市民参加の基本的な考え方と政策立案過程における具体的な参加手続を定めた市民参加条例を施行している。

*** 事務事業評価**

行政評価制度のうち個々の事務事業単位を対象に評価を行うもの。西東京市では平成 18 年度からの 3 年間で、市の裁量の余地のある事務事業（約 450 事業）について、単年度約 150 ずつ評価し、平成 21 年度は、施策評価の試行的実施と並行して、約 60 事業について事務事業評価を実施した。

*** 事務報告書**

毎年度終了後、当該年度に実施した事務事業の状況をまとめた西東京市の報告書のこと。決算審査の資料にもなっている。

*** 受益者負担**

行政サービスのうち受益者が特定できるサービスについて、その受益者から一定程度の本人負担を徴収すること。使用料や手数料などが受益者負担の代表例とされる。この適正化により、特定の行政サービスを受けるものと受けない者との間での負担の公平性が図られる面もある。

*** 情報システムの最適化**

市で稼動している業務システムやネットワークを対象に、構築・運用体制、データ体系、システム構成について、作業利便性やコスト面から共通基盤を構築し、サービス向上とシステム関連経費の削減を図るもの。

*** シーリング**

次年度予算編成過程において各課から出される概算要求（次年度予算で使いたい歳出額の見積もり）が安易に過大な要求とならないよう、事前に設けられる概算要求の上限のこと。

*** 人件費**

歳出を性質別に分けた場合の一区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当する。

*** 新市建設計画**

平成 13 年度から 22 年度までの 10 年間ににおける合併新市としての西東京市のまちづくりの指針を示した計画。合併に伴う財政支援を受ける際の根拠となる重要なものであり、現在の基本構想・基本計画に包含されている。

*** 総合窓口**

ワンストップサービスの一環として、複数の用件を 1 ヶ所の窓口で受け付けられるよう、西東京市が実施している市民課総合窓口のこと。市民税課、納税課、健康年金課、子育て支援課、高齢者支援課等の受付業務の一部を再編し統合している。

た行

*ダイヤルイン

市役所に電話する際、代表電話から交換手を通ることなく、直接担当課に通じる方式。西東京市では、平成 19 年 7 月 1 日から導入している。

*地域経営戦略プラン

平成 17 年 9 月に、行財政改革大綱(平成 14 年 7 月)の成果と課題を検証し、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間を取組期間として策定した第 2 次行財政改革大綱。財政の健全化や分権社会にふさわしい行財政運営の仕組みづくりを目標として 61 項目の改革に取り組んでおり、平成 21 年度までに約 84 億円(累積)の財政的効果を生み出している。取組期間の中間年度に当たる平成 19 年度に、改革内容の見直しを行っている。

*地域主権

中央集権体質から脱却して国と地方の関係を抜本的に転換し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負うという国のあり方。民主党を中心とする連立政権が推進しており、地域主権を早期に確立する観点から平成 21 年 11 月 17 日、内閣府に「地域主権戦略会議」が設置された。

*地方分権

国と地方公共団体との関係を主従関係から対等・協力の関係に変える動き。平成 12 年 4 月 1 日に施行された地方分権一括法が契機となった。

*地方分権一括法

平成 12 年 4 月 1 日に施行された法律で、正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。国と地方公共団体との関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改めるため、機関委任事務の廃止と事務区分の再構成、国の関与等の見直し、事務権限の委譲などを内容としている。

*定員適正化計画

西東京市の職員数を適正に管理するための計画のこと。現行の第二次定員適正化計画では、平成 22 年度当初において正規職員 1,064 人、再任用職員 36 人の合計 1,100 人体制を目標としている。

*特別会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 21 年度の西東京市には、国民健康保険、下水道事業などの 8 つの特別会計がある。

*独立採算制

財貨またはサービスの対価として料金を徴収し、それにより新たな財貨またはサービスを再

生産し、企業活動を続けていくこと。

な行

* 西東京市行財政改革大綱

平成 14 年 7 月に、平成 14 年度から 16 年度までの 3 年間を取組期間として策定した行財政改革を推進するための指針。「コスト意識・マネジメント意識を持った行政運営」、「市民との連携による行政運営」、「市民に便利で分かりやすいサービス提供」という 3 つ方向性から 81 項目の改革に取り組み、約 20 億円の財政効果を生み出した。

* ネーミングライツ

有料広告の手法として、公共施設の命名権を付与し、広告料を徴収するもの。平成15年に公共施設で初めて「味の素スタジアム（東京スタジアム）」に導入された。

は行

* はなバス

既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムとして、平成 14 年 3 月から運行を開始した西東京市のコミュニティバス。公共交通空白地域を中心に、現在は市内 5 路線の運行を行っている。

* P D C A サイクル

P (P l a n) \ D (D o) \ C (C h e c k) \ A (A c t i o n) で表される活動の検証サイクルモデル。企画・立案し実施した事業について評価検証を加え、その分析から得られる改善点を、再び企画立案段階に活かしていくというねらいがある。

* ファシリティ・マネジメント

企業・団体などが所有または使用するすべての施設を対象に、そのあり方を最適に保つことを目的として、総合的・長期視点から企画・管理・活用する経営管理活動。

* 物件費

歳出を性質別に分けた場合の一区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や、使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当する。

* フロアマネージャー

受付窓口の周辺を巡回しながら、窓口案内や申請手続等の補助など利用者がスムーズに用件を済ませることができるように配置された職員のこと。

* フロー・ストック

フローとは収益や費用などの損益状況をあらわすものであり、ストックとは資産や負債などの財産状況をあらわすもの。財政構造を多面的に分析するためには、フローとストックの両面からの分析が必要とされている。

* 法定外公共物

道路法や河川法といった法律の適用を受けないで、里道や水路に使用されている土地。もともと法定外公共物は国有財産で、財産の管理は都道府県が行い、修繕、補修、改良といった維持管理（機能管理）は市町村が行うという複雑な形になっていたが、平成 17 年 4 月 1 日から市町村へ譲渡され、市町村有財産となった。

ま行

* マルチペイメント

地方公共団体及び収納機関と金融機関等とをネットワークで結ぶことにより、A T M、携帯電話、パソコン等の各種チャンネルを利用して公共料金等の支払いができるサービス。

* モニタリング

行政が、指定管理者によって適正かつ確実なサービスの提供がなされていることを確認し、かつ、行政の責任において指定管理者が提供する公共サービスの水準を監視（測定・評価）する一連の作業のこと。

や行

* 有料広告

自治体の行政財産等を活用して民間事業者の広告を有料で掲載する増収策のこと。ホームページ、市報などの広報媒体や封筒などで有料広告を掲載することが多い。

ら行

* 類似団体

全国の市町村（特別区含む）を「人口」及び「産業構造」をもとに 88 の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこと。

わ行

* ワンストップサービス

利用者の利便性を考慮し、複数の用件を 1 ヶ所の窓口で受け付けられる窓口サービスのこと。

西東京市地域経営戦略プラン 2010

- 第3次行財政改革大綱 -

平成22年3月発行

編集・発行 西東京市企画部企画政策課

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

電話 042-464-1311